

平成 27 年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会



## 要望にあたって

町村行政につきましては、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長年に渡り低迷を続けてきた我が国経済は、ここにきて回復の兆しが見え始めてまいりましたが、町村を取り巻く環境は、急激な少子高齢化の進展や人口の流出、脆弱な財政基盤など、依然として極めて厳しい状況が続いております。

特に、東日本大震災を教訓に、各町村も、様々な防災・減災対策の充実、強化に取り組んでおりますが、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があります。

また、平成27年4月に施行を予定している「子ども・子育て支援法」への対応や、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大に伴い財政運営が限界に達している市町村国保の問題など、町村をめぐる課題は山積している状況にあります。

一方、法人実効税率の引き下げや償却資産に係る固定資産税の見直しなど、町村財政にとって多大な影響が生じる税制改正の議論がなされており、その先行きは不透明であります。

こうした課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会として、今般、平成27年度の「県の施策・予算に関する要望」を取りまとめました。

つきましては、県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知しておりますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項でありますので、平成27年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年8月27日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 尾 上 信 一



## 目 次

I 重 点 要 望 .....	1
1 地方分権の一層の推進 .....	1
2 防災対策の充実強化 .....	2
3 快適な生活環境の整備促進 .....	3
4 地域情報化施策の推進 .....	3
5 自然環境の保全等 .....	4
6 観光の振興 .....	5
7 福祉施策の充実 .....	6
8 地域の保健医療制度の充実 .....	7
9 都市基盤等の整備促進 .....	8
10 防犯対策の強化 .....	9
11 教育施策の推進 .....	9
II 一 般 要 望 .....	13
1 地方分権の一層の推進 .....	13
2 防災対策の充実強化 .....	20
3 快適な生活環境の整備促進 .....	24
4 地域情報化施策の推進 .....	27
5 自然環境の保全等 .....	28
6 観光の振興 .....	33
7 福祉施策の充実 .....	35
8 地域の保健医療制度の充実 .....	39
9 都市基盤等の整備促進 .....	44
10 防犯対策の強化 .....	49
11 教育施策の推進 .....	50
III 地域要望 .....	55
1 三浦半島地域要望 .....	55
2 湘南地域要望 .....	57
3 足柄上地域要望 .....	65
4 足柄下地域要望 .....	72
5 愛甲地域要望 .....	76
6 水源地域要望 .....	78
(別冊) 道路・河川・林道整備箇所等	



# I 重 点 要 望



# I 重 点 要 望

## 1 地方分権の一層の推進

### (1) 地方分権改革の具体化に向けて

第4次一括法の成立により、地方分権改革も一区切りとなるが、内閣府では、新たな局面を迎える地方分権改革のため、新たに「提案募集方式」の導入を開始した。この制度は、地方の発意に根ざした取組みであることから、権限を持つ省庁の対応が消極的にならないよう、十分な調整を行うとともに、事務・権限の移譲に際しては、移譲に見合う所要の財源を確保するよう、国に働きかけること。

また、道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていることから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかりと行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

### (2) 町村財政基盤の整備

#### ア 地方税制等の改正への対応

##### (ア) 今後の税制改正検討にあたっての町村税財源の確保

税制改正の検討がなされている償却資産に係る固定資産税、ゴルフ場利用税については、いずれも町村にとって重要な財源であり、仮に廃止・縮小されがあれば、町村の財政に多大な支障が生じることを踏まえ、町村税財源の安定的な確保を図るために、現行制度の堅持、代替財源の確保を要望すること。

また、自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること、さらに、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う町村財政への影響についても、同様に確実に財源補填することを要望すること。

##### (イ) 法人実効税率のあり方

法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で、所要の地方税財源を確保することを大前提とし、地方財政に影響を与えないよう働きかけること。

#### イ 地方交付税改革の推進

##### (ア) 基準財政需要額への適正な算入

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、その引き上げ分については、基準財政収入額に算入されることとなるが、基準財政需要額についても社会保障の充実分、自然増分等が適切に算入され、社会保障改革に見合った一般財源が確保されなければ、単に地方交付税が減少するだけの結果となる。

については、国庫補助事業の地方負担分だけでなく、地方単独事業の充実、安定化分などについても適切に基準財政需要額に算入するなど、地方交付税算定上の整合性を

図ること。

(イ) 臨時財政対策債制度の廃止等

臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をするとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、臨時財政対策債制度については、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保し、速やかに廃止すること。

ウ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、権限移譲型広域連携を特に優先する制度だが、小規模自治体が地域独自の事業に活用することによって、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業は、優先して採択されるような制度とすること。

エ 地方超過負担の解消

地方の国庫補助・負担事業において国庫補助・負担金の割落としの傾向があり、地方の超過負担が未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱し、地方財政を圧迫する要因となっている。

については、国において適切な財源措置がなされ、地方の超過負担が解消されるよう、働きかけること。

併せて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うよう国に要望すること。

## 2 防災対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制を充実、強化するとともに、それぞれの地震対策大綱に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

また、火山の噴火やゲリラ豪雨による水害、土砂災害等大規模な災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。

さらに、津波浸水想定や地震被害想定については、最新の知見に基づき必要な都度見直し、地方自治体や住民に明らかにすること。

(2) 市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金の継続・充実

東日本大震災を受けて、平成 26 年度までの 3 力年を期限として、標記補助金が設けられたが、震災後には被害想定が上方修正されたほか、帰宅困難者や滞留者対策も必要となっており、揃えるべき新たな備蓄食料や資機材、またこれらを備蓄する倉庫など、今後も

継続的に整備する必要がある。

ついては、地域住民の安全・安心を確保するため、神奈川県市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金の継続及びさらなる補助制度の拡充について要望する。

### 3 快適な生活環境の整備促進

#### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

#### (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

#### (3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

### 4 地域情報化施策の推進

国の制度改正等による電算システム改修には、膨大な経費を要するため、県内町村では「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を立ち上げ、情報システムの共同化を図るなど、經

費の節減と業務の効率化を目指し努力しているところである。

システム運用に係る経費は、制度改正の内容により、町村には過重な負担が生ずることから、国が進める制度改正に伴って生ずるイニシャルコストやランニングコスト等の関連経費に対し、新たな地方負担を生ずることなく、また、普通交付税措置によるものではなく、国の責任において全地方公共団体が等しく確実な財源措置を受けることができるよう、国へ働きかけること。

## 5 自然環境の保全等

### (1) 自然環境の保全

本県は、神奈川の屋根・丹沢、そして太平洋に連なる相模灘を有しており、美しい自然環境に恵まれている。また、箱根をはじめとする各地では、その景観等を活用して観光振興がなされている。

森林などの自然環境の保全は、水や空気を育み、地球温暖化対策の推進、二酸化炭素排出抑制にも寄与している。そのため、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割は大きい。

よって、県はこれらを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

### (2) 森林に対する国民的支援の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源制度を創設・導入する必要がある。平成24年10月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているが、その税の使途に森林吸収源対策等を追加するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

### (3) 再生可能エネルギーの普及拡大

小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、財政的支援だけでなく、許認可に関連する技術的支援を充実すること。

また、家庭用新エネルギー導入の促進は、地球温暖化防止に向けたエネルギー政策の一環として重要であることから、広く導入が図れるよう、国庫補助の上限額の引き上げ、補助対象経費の拡充など財政支援の充実強化を国に要望すること。

特に、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を広く普及するにあたり、設置者負担額の低減のため、国庫補助、県補助の引き上げを要望する。

#### (4) 農業の振興

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態や地域の振興に即した独自展開が求められている。そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

#### (5) 有害鳥獣対策の強化充実

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施しているが、ニホンザル、シカ、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。

については、現在の施策の効果をよく見極め、ニホンザル、シカの個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずること。

#### (6) 外来生物被害対策に対する支援

特定外来生物であるタイワニリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となっている。

また、ニホンリスとの個体競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

#### (7) ヤマビル駆除対策の強化

ヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいることから、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業の拡充と県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえた抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講ずること。

### 6 観光の振興

県では、更なる観光施策の充実を図るため、平成 26 年度には、地域プロジェクト推進費として「新たな観光の核づくり」や「県西地域活性化プロジェクト」など、地域活性化のための交付金制度も創設したところである。

特に、2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、訪日観光客の増加が見込まれることから、神奈川県の魅力を高め、県全体を観光地とした快適な観光環境を更に提供し続けていくことにより、海外からの誘客活動を加速化していく必要がある。

そのためにも、海外からの観光客に対応した外国語案内板の設置や情報通信環境などのハード面の整備などを県全域で推進していくとともに、観光産業における人材育成などのソフ

ト面への具体的支援や協力を要望する。

また、平成 26 年度に創設された交付金制度についても継続を要望する。

## 7 福祉施策の充実

### (1) 安心して出産・子育てができる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすることを要望する。

さらに、出産後の雇用の支援や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を整備することを要望する。

### (2) 子ども・子育て支援新制度の支援体制の確立

平成 27 年 4 月より子ども・子育て支援新制度が施行されるにあたり、教育・保育にかかる費用として国が定める公定価格は、地方負担分を上乗せするような形で設計されている。

現行の民間保育所への補助については、県負担率 1/2 と規定されているが、実際は 1/3 程度の補助率となっているのが現状である。

県は、民間保育所への補助については、国の「社会保障と税の一体改革」の動向を見定めた上で見直しを検討しているが、新制度開始にあたっては、規定されている県の負担率を確実に履行し、市町村に過重な負担とならないよう要望する。

また、待機児童対策を進めるためには、保育士の確保が大きな課題であるため、保育士の人材育成への支援や私立・公立を問わず、人件費等に対する補助について、柔軟な国の支援体制の確立を要望する。

### (3) 児童福祉の充実

多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難である。児童福祉司等の専門職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

## 8 地域の保健医療制度の充実

### (1) 国民健康保険の基盤強化と広域一元化

昨年とりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、平成25年12月5日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について、「必要な法律案を平成27年に開会される通常国会に提出することを目指す」としているが、市町村国保の財政運営はもはや限界に達している。

については、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけること。

特に、小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。

その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。

### (2) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるように要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講ずること。

### (3) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は県内の自治体においても補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について県の助成制度を拡充すること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き、国へ働きかけすること。

## 9 都市基盤等の整備促進

### (1) 圏央道（さがみ縦貫道路）の全線開通に伴う利用促進

圏央道（さがみ縦貫道路）については、平成26年度中には全線開通することになる。

沿線地域は、県が進める「さがみロボット産業特区」に位置づけられていることもあり、企業立地の優位性をPRすることで、大きな発展が期待できるが、現在割高になっている利用料金により、その利便性を最大限発揮できないことを危惧している。

そこで、圏央道（さがみ縦貫道路）の利用料金について、環状道路としての目的や効果が十分に発揮されるとともに、公正妥当の観点から、高速道路の標準的な料率（24.6円／km）程度に料金を低減するなど、高速道路ネットワークを最大限に活用できる料金となるよう国・関係機関への働きかけを要望する。

### (2) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するよう国へ働きかけること。

### (3) 生活交通の確保対策の充実

ア 国の地域公共交通確保維持改善事業補助制度などは、県内でも一部の路線に活用され、路線の継続運行に寄与している。

他県においては、国庫補助と連動した県の協調補助があるが、神奈川県では、一部でしかこの補助を認めていない。

多くの町村が交通事業者に対して補助金を交付している現状に鑑みて、国と連動するよう、県も協調補助を実施されたい。

また、県独自の補助要件としている地域間幹線系統確保維持事業の「複数市町村の成否要件」や「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件及び、路線の「キロ程」等が国と県の基準が乖離していることから、県補助基準の緩和、変更を行い、国庫補助金と連動した補助金交付要綱となるよう改正されたい。

イ 国、県の補助対象要件に該当しない路線、ことに市町村をまたがる広域的路線で利用の少ないバス路線の一部は、不採算であり、撤退が続いていることから、「補助対象要件の緩和」について国へ働きかけるとともに、県においても同様の補助制度の創設等を行うこと。

ウ 国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、必ずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県は、国の制度に該当しないものや、地域コミュニティバスの支援についても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

#### (4) 土地区画整理事業への財政支援

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしているが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっている。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

## 10 防犯対策の強化

#### (1) 警察官の増員

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している状況にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。

このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

#### (2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

## 11 教育施策の推進

#### (1) 少人数学級編制の実現

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編制に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

## (2) 特別支援教育の推進に係る体制整備

平成 19 年 4 月から、全ての学校において特別支援教育が実施されているが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県においては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望する。

また、県において、教育相談コーディネーター養成講座受講修了者については、その専門性から授業数減等の措置を行い十分にコーディネーターの職責が果たされるよう人的措置を要望する。

## (3) 教育指導体制の強化

県は町村の充て指導主事を平成 23 年度まで配置をしてきたが、これが廃止されたため、24・25 年度の 2 年間は、県と町村との人事交流により指導主事 1 名を確保してきた。

しかしながら、その交流人事も 25 年度をもって終了したため、平成 27 年度以降も指導主事を継続して配置していくにあたり、県による新たな人的支援、もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

## (4) いじめ対策における学校ネットパトロール等への財政支援

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「インターネットを通じて行われるもの」についても「いじめ」として定義されるとともに、国等の責務も明確に定められた。

併せて、いじめ問題等に対応するための地方公共団体の取組に対し、支援（補助率 1 / 3）も行われることになっているが、対象は全国で 10 地域と限定されている。

同法第 5 条で、国は、いじめ防止等のための対策を総合的に作成し実施する責務を有すると規定されていることから、当該事業に係る財政措置については、補助対象地域数に制限を設けず、取組を実施する全ての地方公共団体等に対し財政上の措置を講ずるよう国に働きかけすること。

## II 一般要望



## II 一般要望

### 1 地方分権の一層の推進

「地方ができることは、地方が担い責任を持つ」という大原則を基に、地方分権改革が進められ、この度の第4次一括法の成立により、地方分権改革も一区切りとなるが、地方税財源の充実・強化を図りつつ、それぞれの町村の個性を活かし、自立した地方をつくるため、住民の視点に立った真の分権型社会の実現を促すよう、引き続き、県と市町村が協力・共同して国に働きかけていく必要がある。

このことから県は、町村の実情をよく理解し、新たな局面を迎える地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望する。

#### (1) 地方分権改革の具体化に向けて

内閣府では、新たな局面を迎える地方分権改革のため、新たに「提案募集方式」の導入を開始したが、地方の発意に根ざした取組みであることから、権限を持つ省庁の対応が消極的にならないよう、十分な調整を行うとともに、事務・権限の移譲に際しては、移譲に見合う所要の財源を確保するよう国に働きかけること。

また、県の緊急財政対策の検討において、平成27年度以降も引き続き取り組むとされた課題については、これまでと同様に丁寧な説明、調整を行うこと。

さらに、道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかり行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

#### (2) 広域自治体としての県の役割発揮

これからの中子高齢社会における行政需要の増加、これに必要な財政出動が見込まれる中、自治体間の連携、協力が強く求められることから、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、引き続き地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うことを要望する。

また、住民ニーズの多様化や権限移譲による事務の複雑化、さらには、地方自治法の一部改正による連携協約制度の創設による広域連携の高まりなどにより、地方自治体の職員には高度で専門的な対応能力が求められている。

小規模自治体では、専門性の高い職員を確保することが困難なため「神奈川県及び市町村職員交流システム要綱」に基づく職員交流制度等の充実を図ることを要望する。

#### (3) 地方財政の強化に向けた町村財政基盤の整備

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構

造となるよう、次の取組を強化するよう、県は、市町村とともに引き継ぎ国に要望すること。

#### ア 地方税財源の充実

国税と地方税の税源配分を 5:5 とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しと、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源を確保されるよう、国に要望すること。

#### イ 地方税制等の改正について

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望する。

##### (ア) 地方税について国に要望していただきたい事項

###### a 今後の税制改正検討にあたっての町村税財源の確保について

税制改正の検討がなされている償却資産に係る固定資産税、ゴルフ場利用税については、いずれも町村にとって重要な財源であり、仮に廃止・縮小されがあれば、町村の財政に多大な支障が生じることを踏まえ、町村税財源の安定的な確保を図るため、現行制度の堅持、代替財源の確保を要望すること。

また、自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること、さらに、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う町村財政への影響についても、同様に確実に財源補填することを要望すること。

###### b 法人実効税率のあり方について

法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で、所要の地方税財源を確保することを大前提とし、地方財政に影響を与えないよう働きかけること。

###### c 原動機付自転車に賦課される軽自動車税の賦課徴収方法の簡素化について

町村において登録事務を行っている原動機付自転車の税額は、平成 27 年度から 2,000 円に改正されるが、依然として税額に比べ徴税コストが高いため、新規登録時に数年分に相当する額を賦課、徴収する制度などにより、賦課徴収に関する事務を簡素化することを国へ要望すること。

###### d 固定資産税の非課税等特別措置について

固定資産税に係る非課税等特別措置や特例措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、その目的が達成されているものや特定の優遇措置がされている者及び資産については、税負担の公平の観点から見直すべきである。

固定資産税は、町村の基幹税目であり安定的確保が必要であることから、非課税措置や特例措置の整理・縮減について国へ要望すること。

特に、近年の農業協同組合の金融業務が肥大化し銀行業務に近づいているという実情を踏まえ、非課税措置を廃止し、信用金庫等と同じ課税標準の特例措置を講ずること。

さらに、JR東日本・JR東海等の鉄軌道用地の評価についても、評価方法を見直し評価額を引き上げるよう併せて要望すること。

e 家屋評価の簡素化等について

現在の家屋評価方法は、専門性が高く複雑であり、所有者に理解してもらうことは容易ではなく、現地調査時においては、所有者に立会いを求める事となるなど所有者負担も大きいことから、次の点について国へ要望すること。

- (a) 複雑な非木造家屋の評点基準表について、より一層の整理合理化行うこと。
- (b) 家屋の評価方法が所有者の負担とならないよう、簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討すること。

f 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法について

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法は、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって複雑で理解を得ることが難しくなっている。

については、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう国へ要望すること。

g 日本郵便（株）所有の固定資産に係る課税について

地方税法の一部改正により日本郵便（株）が所有する一部固定資産に係る課税について、平成27年度まで課税標準額をその5分の3とする特例措置が延長された。

については、税負担の公平の観点から、平成28年度以降この特例措置について、延長することのないよう国へ要望すること。

h 土地・建物の適正な登記について

固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法（第382条）の規定により登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することになっており、適正な課税・収納を図るうえで最も重要な情報となっている。

一方、所有者が死亡した場合には、長期間に渡り名義変更が行われない場合も多く見受けられるため、相続人の確認等、市町村の課税・収納において多大な事務量を要している。

したがって、土地・建物の名義変更が必要な場合（特に所有者の死亡）、速やかに適正な登記が行われるよう、環境整備を国へ要望すること。

i 個人住民税の現年課税について

個人住民税は所得税と異なり翌年課税となっており、課税時点の納税者の負担能力に合致しているとは言えない。特に、昨今の経済状態では雇用の不安定要素もあり、徴収の面で大変苦慮しているところである。

よって、所得税と同様に現年課税とし、源泉徴収とするよう国へ要望すること。

j 個人住民税の特別徴収の推進について

個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県においても市町村と共にオール神奈川で特別徴収制度の推進とその徹底に取り組んでいるが、さらに広域（県域を越えた）で足並みを揃えて制度の推進が図ら

れるよう、広報等の支援・協力について国に要望すること。また、特別徴収を担保する制度の構築・推進について併せて要望すること。

k 生命保険料・地震保険料の各控除計算の簡素化について

所得税及び個人住民税の生命保険料・地震保険料の各控除計算は、控除の種類ごとに計算方法が異なるうえ、同一控除の種類でも制度の新旧で控除の計算方法が違うなど、極めて複雑で申告者・納税者にとって、理解しにくいものとなっている。

このため、納税者の申告に誤りが多数生じている一方、申告所得税額、住民税賦課額への影響は軽微であり、申告・納税者の負担軽減及び審査事務の簡素化の両面から、これら各保険料控除の計算方法を統一化、単純化し、明確化することを国へ要望すること。

(イ) 地方税について県に要望する事項

a 税制改正に伴う個人住民税システム改修経費及び運営費等の適正な補助について

制度改正に伴う個人住民税システム改修費は、県民税の徴収取扱費に算定上含まれているとのことであるが、その経費は納税者数に比例しているとは限らず、町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。

個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、恒久的に発生する町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う（社）地方税電子化協議会に対する事務運営費、システム運用関係費・ASP費用等について、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し、実施することを要望する。

b 「神奈川県地方税収対策推進協議会」による個人住民税特別徴収推進の取組みについて

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者は、従業員の住民税も特別徴収することになっている。

県においては、平成28年度、県内全事業所を対象に従業員の住民税を特別徴収することを目標に、県内市町村との協力体制のもとで、推進しているところである。

そこで、「神奈川県地方税収対策推進協議会」として、県内全事業所からの個人住民税の特別徴収がスムースに進むよう、県内全事業者並びに各関係機関等に対して、個人住民税の特別徴収制度について、周知徹底、協力要請を行うこと。

さらに、各県税事務所所管区域内での働きかけもお願いしたい。

c 神奈川県税務職員短期派遣制度の継続実施について

神奈川県で平成19年度から実施している町村への県税務職員短期派遣制度は、収納率向上と困難事案等の解消、県・町村の自主財源確保に多大な効果を上げているほか、町村税務職員の意識高揚、町村税務行政全体のレベルアップに非常に高く貢献しているところである。

については、平成27年度以降についても、県税務職員短期派遣制度を継続実施することを強く要望する。

#### ウ 地方交付税改革の推進

地方交付税については、社会保障と税の一体改革に伴い、一定程度充実されたが、必要な行政経費がしっかりと確保されるよう、特別交付税のさらなる見直しを含め、交付税制度の抜本的な改革に向け、次の事項を国に要望すること。

- (ア) 地方交付税を「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止をすること。
- (イ) 地方交付税は地方の固有財源であり、地方公務員の給与削減等、国の政策目的を達成するための手段として用いることは断じて行わないこと。
- (ウ) 特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。
- (エ) 減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。
- (オ) 平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、その引き上げ分については、基準財政収入額に算入されることとなるが、基準財政需要額についても社会保障の充実分、自然増分等が適切に算入され、社会保障改革に見合った一般財源が確保されなければ、単に地方交付税が減少するだけの結果となる。

については、国庫補助事業の地方負担分だけでなく、地方単独事業の充実、安定化分などについても適切に基準財政需要額に算入するなど、地方交付税算定上の整合性を図ること。

- (カ) 臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をするとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、臨時財政対策債制度については、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保し、速やかに廃止すること。

#### エ 地方超過負担の解消

地方の国庫補助・負担事業において国庫補助・負担金の割落としの傾向があり、地方の超過負担が未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱し、地方財政を圧迫する要因となっている。特に、私立幼稚園就園奨励費国庫補助金については、補助対象経費の1/3について国庫補助金が交付されることとなっているものの、現状では補助率の70%程度を乗じた額の交付となっている。

については、国において適切な財源措置がなされ、地方の超過負担が解消されるよう、働きかけること。

併せて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うよう国に要望すること。

#### オ 東日本大震災被災児童の修学援助の継続実施について

東日本大震災により被災し、経済的な理由で就学困難となった児童生徒に対して、市

町村が必要な就学援助を行った場合、県では、国の臨時特例交付金を財源として、就学援助に係る費用の10／10の補助を行っているが、本事業は、平成24年度から平成26年度までの時限措置とされていることから、平成27年度以降も本事業を継続できるよう、臨時特例交付金の延長について、国へ働きかけること。

#### カ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

- (ア) 市町村自治基盤強化総合補助金は、権限移譲型広域連携を特に優先する制度だが、小規模自治体が地域独自の事業に活用することによって、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業は、優先して採択されるような制度とすること。
- (イ) 生活道路や集会施設などの地域住民に身近な生活関連施設については、補助対象が縮小している。これら生活関連施設整備事業については、整備が立ち後れており、ことに集会施設については災害避難施設として利用されることから補助対象として採択すること。

#### (4) 県西地域活性化プロジェクトの推進について

神奈川県が平成26年3月に策定した「県西地域活性化プロジェクト」では、県西地域において未病を治し、住む人や訪れる人の健康長寿を実現するとともに、未病を治す様々な地域の魅力をつなげて産業力を高め、自然と命、世代が循環する地域づくりを進めることで、地域経済の活性化を図ることとしている。

しかしながら、県西地域は規模の小さな自治体が多く、それぞれの町の個別の施策展開だけでは、様々な地域の魅力をつなげ、地域経済の活性化を図ることは、困難であることから、次の事項について要望する。

- ア 県西地域活性化プロジェクトに位置付けられた市町の区域を越えた横断的な施策については、プロジェクトの策定主体である県が自らの責任において主体的に取り組むこと。
- イ 県西地域活性化プロジェクトに位置付けられた施策を展開する町に対する財政支援として、平成26年度に創設された「新たな観光の核づくり等促進交付金」の一部としてではなく、県西地域活性化プロジェクトを推進するための単独の交付金制度を創設するとともに、町のニーズに見合った十分な予算措置を講ずること。

#### (5) 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置について

地方議会議員年金制度は、「平成の大合併」により町村数と町村議会議員数が激減したために、平成23年6月1日をもって廃止となった。

制度廃止に伴う経過措置として給付に要する費用は普通交付税に算入されているものの、不交付団体にあっては、全額一般財源による対応となっており、財政負担が重くのしかかっている。

については、予算措置は普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金（特別交付税等）として、全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国へ要望すること。

## (6) 公契約基本法の制定について

厳しい財政状況下、受注競争の激化に伴う低価格入札等により、そのしわ寄せとしてそこで働く人の低賃金化や非正規雇用化などの問題が顕在化してきている。

こうした中、様々な労働者団体において、公契約基本法・公契約条例制定を求める動きが見られるが、契約の相手方は全国の事業者が対象となるとともに、低価格契約がもたらす低賃金や非正規雇用などの問題は、一自治体で解決できるものではなく、国が法律により統一的に規定し、地方が条例により地域の実情に応じて対応することで解決できるものである。

こうしたことから、公契約に従事する労働者の公正な労働条件と公契約に係る業務の質を確保するため、公契約に関する基本法を制定し、基本的事項の統一化を図るよう、国へ働きかけるよう要望する。

## (7) 公共施設等総合管理計画の推進に係る財政支援について

公共施設等総合管理計画を推進するにあたり、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってきている。

この管理計画に基づき、施設の廃止を検討した場合、利用者等への代替え措置として施設の統合が不可欠となるが、施設の除却をする場合は、地方債の特例措置が創設されたが「一般単独」区分となっており、また新規の施設等を建設する場合は、国庫補助及び起債制度の適用もないことから、地方公共団体は多額の負担をおうことになる。

については、公共施設等総合管理計画の着実な推進及び市町村による適正な施設の統廃合が円滑に進められるよう、統合施設等の建設にあっては、新たな国庫補助制度の創設を国に対し働きかけるよう、強く要望する。

## 2 防災対策の充実強化

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3年余りが経過し、県内各町村も、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実、強化を図っているところである。

しかしながら、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があるが、財政基盤の弱い町村では十分な対応が困難なため、県は次の事項について積極的な支援措置を講ずるよう強く要望する。

### (1) 原子力災害対策の一層の強化

#### ア 原子力災害における避難者対策について

県内には多くの住民が原子力災害により、住むべき我が家に帰宅できず、困難な日々を過ごしている。県は、国に対し、原子力災害で避難している方が一日でも早く帰宅できるよう、万全の措置を講ずるよう申し入れること。

#### イ 放射能のモニタリングの強化

県内全域にわたる大気、飲料水、海水、土壤等のきめ細かい放射能測定や監視について、引き続き、県が広域的に実施すること。

#### ウ 学校や保育施設等への測定支援

学校や保育施設等に対するグランドやプール等及び学校給食の測定について、県は小規模自治体に対し、基準値の測定、測定器具の補助等支援の体制を構築すること。

#### エ 農産物等食品に対するモニタリングの強化

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

県で実施する放射能検査の対象地域や対象作物の拡大等により、農家が安心して生産出荷できる検査体制を推進し、併せて、使用制限のある植物性堆肥や農畜産物の放射能検査に係る費用を助成すること。

さらに、消費者が持ち込む食材の放射能測定を小規模自治体であっても実施できるよう、必要な支援策を講ずるよう国に働きかけること。

#### オ 風評被害への対応

足柄茶を始めとする県産品や県内観光地の風評被害に対し、引き続き、適切な対応と防止策を講ずること。

なお今後も、国の指針に基づき、足柄茶の放射能検査を実施し、その結果を広く公表するなどの対応策を講じ、足柄茶の風評被害を完全払拭し、ブランド力を回復させるためのキャンペーンや各種支援策を継続的に実施し、足柄茶の販売促進、理解促進を図ること。

#### カ 原子力災害対策に対する補償への対応

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実で早急な補償が行われるよう、県としてしっかりと申し入れること。

## (2) 津波対策の充実強化

- ア 津波浸水想定や地震被害想定については、最新の知見に基づき必要な都度見直し、地方自治体や住民に明らかにすること。
- イ 津波浸水対策への財政支援

津波から人々の生命財産を守る防潮堤などの整備や、避難施設、避難誘導標識の設置等の整備を図る場合には、引き続き十分な財政支援措置を講ずること。

## (3) 地震等防災対策の充実強化

### ア 直下型地震等対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

さらに火山の噴火やゲリラ豪雨による水害等の大規模災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。

### イ 市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金の継続・充実

東日本大震災を受けて、平成24年度に、平成26年度までの3カ年を期限として、標記補助金が設けられたが、震災後には、被害想定が上方修正されたほか、帰宅困難者や滞留者対策も必要となってきている。こうした中にあって、揃えるべき新たな備蓄食料や資機材、またこれらを備蓄する倉庫など、今後も継続的に整備する必要がある。

については、地域住民の安全・安心を確保するため、神奈川県市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金の継続及びさらなる補助制度の拡充について要望する。

### ウ 防災行政無線のデジタル化に対する国庫補助事業の創設

市町村では、有事の際ににおける住民等への情報伝達手段として、防災行政無線（同報系・移動系）を整備しているが、平成34年5月末に現在のアナログ方式が廃止となり、市町村で所有している防災行政無線については、全てデジタル方式へ移行する必要が生じる。

このため、今後多くの市町村で整備工事が見込まれる防災行政無線のデジタル方式への移行に伴う統制局や屋外子局などの工事費に対し、平成23年度から緊急防災・減災事業として起債充当率100%、交付税措置70%の仕組みが確立されているが、この事業とは別に防災行政無線のデジタル化に対する国庫補助事業の新設、または、補助事業の拡充について国への働きかけを要望する。

### エ 消防力強化のための施策の充実・強化

災害の大規模化、多様化、複雑化が危惧される中、引き続き消防力の維持、強化を図ることが必要となっており、市町村が財政負担の平準化を図りながら、計画的に消防車両の更新、消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化を行えるように、補助制度等の財政支援策を講ずること。

また、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定に鑑み、消防団員の被服類を含めた資機材の強化、消防団配備車両の計画的な更新、消防団待機所の改修・建替え等新たな補助メニューの創設等財政支援を講ずること。

さらに、同法の規定に沿い、消防団への加入促進のための啓発・PR等の充実、消防団員への優遇措置及び消防団協力事業所に対する事業税の減免措置を実施するとともに、市町村が実施する同様の施策にも継続して財政支援策を講ずること。

#### オ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の更なる充実と県の上積み助成を引き続き要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

#### カ 耐震改修促進法改正に伴う市町村補助事業への支援

平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行され、不特定多数が利用する大規模建築物は、平成27年12月までに、耐震診断の実施・報告が義務付けられた。

今回の改正により対象となった施設には、旅館、ホテル等の民間の施設が含まれ、不特定多数が利用し、かつ災害時の避難者受入建築物となることから公共施設的な役割を担うことが期待されている。

一方、耐震診断の結果、耐震改修を実施する場合の国・県の補助制度は、平成27年度に事業着手という制限があるとともに、大規模建築物であるため多額の改修費用が見込まれ、補助制度を活用しても町村の負担額が莫大であり、予算確保が困難な状況にある。

また、耐震改修実施後には、固定資産税の減免措置が適用されるが、市町村税の減収に対する補てん措置もなく財政運営に大きな影響を及ぼすことが見込まれる。

このため、国県補助金の補助率の更なる引上げとともに、市町村の資金繰りに配慮して国県補助金の概算払い（前金払い）を要望する。

また、市町村負担分については、特別交付税に関する省令第5条第1項第1号項目とすること。また、特別交付税措置以外の部分について地方債の特例措置を講ずるよう要望するとともに、固定資産税の減免措置に対する地方特例交付金による補てん措置を要望する。

#### キ 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

#### ク 土砂災害対策の充実について

近年の異常気象等により大規模災害が増加傾向にあり、その中で土石流の警戒区域等周辺に住んでいる住民は大変、不安を抱いており、これらの対応に町村は大変苦慮をし

ている状況である。

よって今後、県の役割として、土砂災害危険区域及び特別警戒区域を指定し、特別警戒区域危険個所の整備や対策を講じていただくとともに、県民に今後の対策等についてのロードマップ等を早急に示し、対策を講ずるよう要望する。

#### ケ り災証明の発行に係る支援

り災証明については、地震等の災害における生活再建等の補助である被災者生活再建支援法において、「当該世帯が被災世帯であることを証する書面」と位置付けられ、生活再建資金の受け取りに必須となった。

これにより、より一層迅速かつ正確に、り災証明を発行するためにとられるべき措置を講じていく必要があるが、現状では被災家屋のランク付けもままならないため、評価技術の向上を図るため県で研修会を開催すること。

また、統一的な準則の技術的助言作成について国への働きかけることを要望する。

### (4) 相互支援体制の実効性の向上

#### ア 地域県政総合センターの機能強化

平成24年3月に「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、オール神奈川での相互支援による防災体制の強化を図ることとしたが、地域ブロック内外の相互支援の核となる地域県政総合センターの機能向上により、相互支援体制の実効性向上に更に努めること。

#### イ 地域ブロック単位での県市町村合同訓練の実施

相互支援体制の実効性を高めるため、引き続き、地域ブロック単位での県市町村合同訓練を実施すること。

### 3 快適な生活環境の整備促進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項についてあらためて国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望する。

#### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

#### (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法については、

ア 容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていない現状を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制と再資源化に向けて、事業者に拡大生産者責任の観点から簡易包装化の推進を徹底させるとともに、地域住民が分別出しやすいよう、分別・リサイクルが容易な製品開発を義務づけるなど、生産、消費、廃棄の過程において資源がより一層容易に循環するシステムを構築するよう業界へ指導することを国に働きかけること。

また、容器包装廃棄物の再資源化のために市町村が行う分別収集に係る費用が、事業者が負担する費用に比べ多大となっていることから、費用負担のあり方について見直すよう国に働きかけること。

イ プラスチック製容器包装の品質基準において異物扱いとなっている自治体の指定袋などについては、プラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の適合物として取

り扱うよう（財）容器包装リサイクル協会に働きかけること。また、プラスチック製容器包装廃棄物については、形状や素材が様々であるため見分けが困難であり、汚れや異物が取り除きにくいため分別排出に対する協力が得られにくい状況にあることから、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にするとともに、形状や素材の单一化や、汚れや異物が簡単に取り除くことができる製品開発などを促進するよう業界に指導することを国に働きかけること。

ウ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるように制度を創設するよう国に働きかけること。

エ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第4条第1項では、国の責務として、使用済小型電子機器等を分別・収集やその再資源化を促進するために必要な資金の確保について規定がある一方で、同趣旨の特定家庭用機器再商品化法第7条第1項で定める国の責務の中には、収集や運搬、再商品化に関して必要な資金を確保する旨の規定がない。

また、分別等を行った使用済小型家電については国が認定した事業者等へ有価で引き渡すこととなっているが、市町村が行う処分費用を賄えるだけのものではなく、事業の推進とともに市町村の負担が増大するものとなっている。

このことは、県内市町村による使用済み小型家電回収への取組みが遅れている一因となっていることから、国の責務として、法第4条第1項に定める財源措置を確実に講ずるよう国へ働きかけるとともに、県費における支援体制の構築を要望する。

### （3）廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

### （4）不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を費やしている。

回収する不法投棄物については、事業者が排出する産業廃棄物が多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項の規定で「産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない」と県の責務が明記されていること、また、現在町村が回収を行っている区域は、県管理の河川区域であることも踏まえ、事業の実施に対し十分な財政措置を講ずるとともに、県の主導による不法投棄対策を要望する。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを引き続き強化するとともに、不法投棄防止用のフェンス設置、さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美

化意識の醸成にさらに積極的に取り組むこと。

#### (5) 海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成 21 年 7 月に海岸漂着物処理推進法が施行されたが、依然として、海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れてくる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平である。

県においては、処分費用に対する応分の負担制度として「海岸漂着物等対策事業費補助」を創設したが、国の補助金に基づく平成 26 年度までの 2 年間の期限付き補助制度であるため、補助制度の継続及び国・県ともに応分の負担をするような制度を早急に確立することを要望する。

## 4 地域情報化施策の推進

### (1) 携帯電話電波塔設置の促進

携帯電話は、生活の必需品となってきた。ことに生活に限らず、自然回帰志向などを背景とした観光客や登山客などの緊急時の連絡のために利用することも多くなっているなか、平成28年から8月11日が国民の祝日として「山の日」となることから、救助する側と登山者との連絡体制を強化するため、観光地にも携帯電話網を整備し、ユーザーのニーズに応える必要がある。

については、各企業の携帯電話アンテナ基地局の増設については、県立自然公園や国定公園を管理する県で積極的に対応され、山間地域の景観保持と各企業のカバーエリアの拡大を、県で取り組むよう要望する。

### (2) 制度改正に伴うシステム改修費に対する適正な財源措置

国の制度改正等による電算システム改修には、膨大な経費を要するため、県内町村では「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を立ち上げ、情報システムの共同化を図るなど、経費の節減と業務の効率化を目指し努力しているところである。

システム運用に係る経費は、制度改正の内容により、町村には過重な負担が生じることから、国が進める制度改正に伴って生じるイニシャルコストやランニングコスト等の関連経費に対し、新たな地方負担を生じることなく、また、普通交付税措置によるものではなく、国の責任において全地方公共団体が等しく確実な財源措置を受けることができるよう、国へ働きかけること。

## 5 自然環境の保全と産業の振興

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行つてきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置をあらためて強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望する。

### (1) 自然環境の保全

本県は、神奈川の屋根・丹沢、そして太平洋に連なる相模灘を有しており、美しい自然環境に恵まれている。また、箱根をはじめとする各地では、その景観等を活用して観光振興がなされている。

森林などの自然環境の保全は、水や空気を育み、地球温暖化対策の推進、二酸化炭素排出抑制にも寄与している。そのため、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割は大きい。よって、県はこれらを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

### (2) 新エネルギー導入促進について

ア 小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、財政的支援だけでなく、許認可に関連する技術的支援を充実すること。

イ 総合的な新エネルギー施策の展開として、間伐材や林地残材などを県が進めている環境、エネルギー政策に積極的に利用し、水源環境林の保全・再生と再生可能エネルギーの推進を共通の取組みとして早期に検討し、さらに水源環境税も活用して、広域的に取組むこと。

ウ 再生可能エネルギー等の普及拡大を図るため、国に対し、エネルギー基本計画を早期に見直し、具体的な導入目標の設定や達成に向けたロードマップの作成、太陽光発電の買取り区分を規模に応じて設定するなどの固定価格買取制度の効果的運用等について、引き続き要望すること。

また、家庭用新エネルギー導入の促進は、地球温暖化防止に向けたエネルギー政策の一環として、重要であることから、広く導入が図れるよう、国庫補助の上限額の引き上げ、補助対象経費の拡充など財政支援の充実強化を国に要望すること。

特に、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を広く普及するにあたり、設置者負担額の低減のため、国庫補助、県補助の引き上げを要望する。

さらに、分散型エネルギーの構築に向けて、県は、HEMS（Home Energy Management System）を組み合わせた省エネ機器等様々なメニューの補助を継続されており、今後も

市町村への情報提供を図りつつ、助成について継続されるよう要望する。

### (3) 森林資源の活用

#### ア 森林に対する国民的支援の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源制度を創設・導入する必要がある。平成 24 年 10 月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているが、その税の使途に森林吸収源対策等を追加するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

#### イ 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林の荒廃や水資源の確保が懸念されている。そこで、森林施業の担い手である森林組合等の資本装備の増強を図り、これに対する財政・技術的支援をさらに強く推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われているが、実態の把握は困難である。平成 23 年 4 月の森林法改正により、地域森林計画対象の民有林については新たな届け出制度が創設されたが、この制度を適正に運用し、無届伐採が行われた際の伐採中止や伐採後の造林命令などを、市町村が行えるように、県は充分な支援を行うこと。

#### ウ 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、広域的な影響の評価を条件に、保安林の指定、解除の権限を市町村に移譲することや解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

#### エ 森林整備事業の新たな入札参加要件(木材搬出実績)の廃止等

神奈川県では、水源環境税を活用し撫育のなされていない森林の整備を図り、県土保全、水源涵養等、多面的機能を保持しようと努力をされている。

その森林施業は、地元の森林組合等に入札発注されているところだが、平成 26 年度から一部の地域で、その入札参加要件として「年間 50 m<sup>3</sup>を超える木材搬出実績」が定められた。零細な森林組合では、大きなハードルで、場合によっては入札の参加ができなくなることが危惧されている。

そのようなことから、森林施業の中核的担い手としての零細な森林組合を育成する観点からも、全ての入札に参加できるよう、新たな要件「年間 50 m<sup>3</sup>を超える木材搬出実績」を廃止若しくは緩和されるよう強く要望する。

#### オ 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、全県統一した標準単価による補助のみでなく、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

#### カ 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定し、必要な措置を講ずるよう国に強く求めるとともに、県として一層の努力をすること。

#### キ 水源環境負担軽減の取組の強化

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

については、次期計画の策定に当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、水源林地域への対象の拡大を確実に実現すること。

### (4) 農業の振興策

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態や地域の振興に即した独自展開が求められている。そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

### (5) 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施しているが、ニホンザル、シカ、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。については、現在の施策の効果をよく見極め、ニホンザル、シカの個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現すること。

ア 広域的に移動するニホンザル、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。

- (ア) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
- (イ) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
- (ウ) 捕獲後のニホンザル等に関する広域体制の確立
- (エ) 有害鳥獣が人里や人家に近づかないようにする新たな忌避効果の実証研究とそれに関わる国への働きかけをするとともに、ニホンザル、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の有害鳥獣による被害に対処するために、町村が支出をしている当該経費について、交付金への移行により交付率を2分の1と増額されたが、補助率拡大等、さらなる財政支援を要望する。

イ 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業を積極的に推進すること。

ウ 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。

エ 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化と要望額通りの確実な補助金交付。さらに、農作物に対する農業災害補償制度の対象範囲拡大を国に働きかけること。

オ シカの将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

#### (6) 外来生物被害対策に対する支援について

ア アライグマ、タイワンリスなどの外来生物により、生活や農業、生態系にまで渡る被害が深刻化している。

これらの外来生物の駆除について、県は町村に対して財政支援を含め、対策を積極的に推進すること。

また、外来生物による被害を防除するため、次の事項について実現すること。

(ア) 特定外来生物であるタイワンリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となっている。また、ニホンリスとの個体競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

(イ) タイワンリスはアライグマよりも行動範囲が狭く、市街地にあまり侵入しない分、捕獲は困難である。平成25年度、葉山町の町有緑地等での捕獲を実施したところ、アライグマ2頭、タイワンリス80匹が捕獲された。県が所管する公園や緑地にも、多くのタイワンリスやアライグマが生息し周辺への供給源となっている可能性がある。横須賀三浦地域鳥獣対策協議会では、捕獲は実施出来ないと回答があったことから、県独自でこれらの場所での捕獲を実施すること。

(ウ) 外来生物の被害は市町村規模に関わらず発生するため、補助金は一律の割合ではなく、被害状況や防除の取組によって上乗せし、町村要望額分の補助金の確保を図ること。

イ 動物福祉や、感染症拡散予防の観点から、捕獲個体の殺処分は安楽殺が望ましいが、そのためには一定の施設や獣医師の協力が必要である。また、焼却炉の規模によっては殺処分後の死体の焼却もできないため、これらの処分を業者委託している市町村が多い。委託料削減のためにも、受け入れ先の確保や受け入れ体制の整備をすること。

#### (7) ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けている。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっている。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について実現すること。

ア ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効

果調査研究などの情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大を図られたい。

イ ヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいることから、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業の拡充と県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえた抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講ずること。

## 6 観光の振興

### (1) 県内の観光の推進について

県では、平成 24 年 3 月に策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の一つとして「人を引き付ける魅力ある地域づくり」を掲げている中、県内市町村においても国内観光客誘致と合わせ、インバウンド観光の推進を図っているところである。

県では、更なる観光施策の充実を図るため、平成 26 年度には、地域プロジェクト推進費として「新たな観光の核づくり」や「県西地域活性化プロジェクト」など、地域活性化のための交付金制度も創設したところである。

特に、2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、訪日観光客の増加が見込まれることから、神奈川県の魅力を高め、県全体を観光地とした快適な観光環境を更に提供し続けていくことにより、海外からの誘客活動を加速化していく必要がある。

そのためにも、海外からの観光客に対応した外国語案内板の設置や情報通信環境などのハード面の整備などを県全域で推進していくとともに、観光産業における人材育成などのソフト面への具体的支援や協力を要望する。

また、平成 26 年度に創設された交付金制度についても継続を要望する。

### (2) 自然歩道等の環境整備の促進観光施策の推進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているほか、平成 28 年から国民の祝日として「山の日」が施行され登山者の増加が想定されることから、幅広い年齢層に対応できる安全で快適な自然歩道等について引き続き着実な整備を進めることを要望する。

### (3) 「国家戦略特別区域による規制緩和について」

国家戦略特別区域及び区域方針において東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化の規制改革事項として「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】」が掲げられ、戸建て住宅（空き別荘）や集合住宅（空きリゾートマンション等）を活用した外国人施設経営事業の実施が想定される。

しかしながら、観光を基幹とする町村においては、規制緩和により宿泊事業を生業としている旅館・ホテル等への影響も考えられることから、国家戦略区域会議や区域計画の策定時は、小規模団体の意見を十分に踏まえるよう要望する。

### (4) 御殿場線 I C カード導入について観光施策の推進

富士山が平成 25 年 6 月に世界遺産に登録された。県内からの富士登山は東名道に限らず、JR 東海・御殿場線を利用される方が増え、観光振興が図れるものと期待されてい

る。

しかし、鉄道乗車時に多く使用されている IC カードが、御殿場・国府津駅間で利用できず、観光客だけでなく、日常生活で利用する方にとっても、不便さを強いられている。

富士山の世界文化遺産登録を契機に、観光振興を図る観点から、また生活関連利用者の利便向上を図るため、神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会など、県関係団体とともに「IC 乗車券改札機」を早期に設置するよう JR 東海に要望する。

## 7 福祉施策の充実

### (1) 安心して出産・子育てができる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすることを要望する。

さらに、出産後の雇用の支援や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を整備することを要望する。

### (2) 「子ども・子育て支援新制度」について

平成 27 年 4 月より子ども・子育て支援新制度が施行されるにあたり、教育・保育にかかる費用として国が定める公定価格は、地方負担分を上乗せするような形で設計されている。

現行の民間保育所への補助については、県負担率 1/2 と規定されているが、実際は 1/3 程度の補助率となっているのが現状である。

県は、民間保育所への補助については、国の「社会保障と税の一体改革」の動向を見定めた上で見直しを検討するとしているが、新制度開始にあたっては、規定されている県の負担率を確実に履行し、市町村に過重な負担とならないよう要望する。

また、待機児童対策を進めるためには、保育士の確保が大きな課題であるため、保育士の人材育成への支援や私立・公立を問わず、人件費等に対する補助について、柔軟な国の支援体制の確立を要望する。

### (3) 児童福祉の充実

児童手当法の改正に当たっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、さらなる改善を図るよう、国に働きかけるとともに、県においても次の事項の具現化を図るよう要望する。

ア 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難である。児童福祉司等の専門職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

イ 県の単独補助である民間保育所運営費補助金については、平成 21 年度より開所時間加算や障害児保育加算等が段階的に廃止されるとともに、平成 22 年度及び 23 年度は県の財政状況を理由に補助金の単価の減額、さらに満額交付されず、市町村が一般財源で

補填している状況である。

県では、社会保障と税の一体改革の議論の動向を見定めた上で見直しを検討していくとしているが、保育の質の向上と待機児童対策の観点から、今後補助金の削減は行わず、現行の交付要綱の水準を堅持すること。

ウ 放課後児童健全育成事業では、国が算出した経費の1／2を補助単価（残りは保護者負担）として、国、県、市町村がそれぞれ1／3ずつ負担することとしている。県も同様に交付要綱を定め、市町村に対し、国・県分にあたる2／3の補助金を交付することとしているが、県の予算の範囲内としているため、平成25年度では、補助金対象額の7～8割程度の交付額となった。

国と県の不足額を市町村が一般財源で負担することは、財政上非常に厳しい状況であることから、県は適正な予算計上をすること。

また、国の補助基準では、児童数が10人未満の放課後児童クラブは補助対象外となっており、年間開所日数が250日未満のクラブについては、県の補助基準では20人未満の放課後児童クラブに対しても補助対象外としているが、国の補助基準と同様とすること。

#### (4) 介護保険制度の充実

ア 介護保険料について、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすることを要望する。

イ 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

ウ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

エ 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームは、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられており、介護家族等に対する慰労制度を一層充実するよう国へ働きかけること。

オ 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。

また、介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、より広域での設定とし、地域によりサービスに格差が生じないよう、地域の実情に十分に配慮するよう国に働きかけること。

カ 介護職員の処遇改善を介護報酬に上乗せすることは、保険料上昇を招き、利用者負担も重くなることから、介護職員の処遇改善について、利用者の負担増とサービス利用制限を招くことのないよう、恒久的な処遇改善策を講ずること。その際、急激な保険料の上昇と自治体の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすよう引き続き事業者へ恒久的な交付金制度を創設するよう、国に働きかけること。

## (5) 障害者福祉施策の充実

ア 重度障害者医療費助成制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持することを要望する。

また、現在の県重度障害者医療費助成制度の補助要綱を見直し、65歳以上新規認定者、所得制限、一部負担金に関する部分を補助対象とするとともに、精神障害者の入院に係る医療費についても助成対象とするよう要望する。

さらに、重度障害児者の福祉の向上を図るため、身体・知的・精神の3障がいの制度格差が生じないよう、国の制度として、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成に対する統一的な公費負担制度として、重度障害児者医療費助成制度を創設するよう働きかけを要望する。

イ 地域生活支援事業に係る補助金については、事前に市町村からの事業協議を受けず、事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされており、これにより現状では、規定の補助率1／2を下回る補助額の交付となっている。

また、これまで、他の補助金対象事業であったものが、当該補助金に統合される傾向もあることから、これまで以上に市町村が不足額を補てんすることが多くなってきている。

今後も市町村の超過負担が続いた場合、事業継続に支障をきたす恐れが出てくるなど、最終的に受益者に対し影響が及ぶ可能性も考えられることから、規定された補助率に対して割り落としなどがないよう、確実な予算措置を強く要望する。

また、障害者福祉施策における方向性として、国が「障害者の地域生活への移行」を提唱していることから、受益者が地域生活を継続して営めるよう、サービスを安定的に供給していくため、裁量的経費ではなく、国の「義務的経費」として位置づけていくよう要望する。

ウ 障害者総合支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うことを要望する。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成22年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担が増加した。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1／2、県1／4を維持することを要望する。

エ 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、障害者虐待の防止や擁護者の支援など、市町村の役割も明確化されたところだが、町村においては、虐待防止や擁護者の支援等に対応できるスキルを持った専門職の配置など、人員体制の整備が図れていない現状がある。

については、障害者虐待の深刻化を未然に防ぎ、また、擁護者の支援等を適切に実施するため、県をはじめ関係機関と密接な連携を図っていくことが必要不可欠であることから、事案の相談や助言などバックアップ機関として、県の積極的な関与及び支援を要望する。

#### (6) 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

生活保護における級地区分について、首都圏域に位置する神奈川県は、全域的に都市化が進み、日常生活においては、大都市地域と周辺地域との格差はなくなっているのが現状であることから、こうした本県の状況を踏まえ、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけること。

また、生活保護世帯の人工透析に係る医療費の町村負担分については、財政規模の小さい町村においては大きな負担増となっているため、医療給付制度の見直しを強く国に働きかけることを要望する。

## 8 地域の保健医療制度の充実

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望する。

### (1) 国民健康保険の基盤強化と広域一元化

ア 昨年とりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、平成25年12月5日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」においては、国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について、「平成26年度から29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年に開会される通常国会に提出することを目指す」としているが、市町村国保の財政運営はもはや限界に達している。

については、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけること。

#### (ア) 構造問題の抜本的な解決

- a 社会保障・税一体改革において、税制抜本改革時に行なうとされた保険者支援制度の拡充を早急に実施すること。
- b 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。
- c 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。

#### (イ) 都道府県保険者の実現

- a 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
- b その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。
- c 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。
- d 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく

所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。

#### イ 市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

#### ウ 後期高齢者医療広域連合健康診査補助金に係る算定方法の見直し

後期高齢者の健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により広域連合が実施する保健事業に位置づけられ、神奈川県では市町村が実施する健康診査事業に対し、その財源として広域連合補助金が交付されているが、市町村が実施する高齢者健康診査は、各市町村の実態に応じて実施しており、受診率にも大きな差が生じている。

広域連合補助金は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金交付実施要綱」により、広域連合が定める「基準受診率」までは10/10の補助となっているものの、基準受診率を超える部分については、9/10で割落とし算定され、交付されている。

健康診査事業については、住民の健康寿命を伸ばすための重要な事業であるので、受診率の向上に繋がるよう広域連合健康診査事業補助金の算定方法の見直しについて要望する。

### (2) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講ずること。

### (3) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は神奈川県下においても自治体の補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費助成について県の助成制度を拡充すること。

#### ア 小児医療費助成制度について

少子化対策の拡充が社会的要請として呼ばれている中、子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求め

られている。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引上げや所得制限を撤廃すること。

また、県での対応が困難であるならば、「すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障」するとして子ども・子育て支援新制度を立ち上げる国において補助制度を確立するよう積極的な働きかけを継続すること。

#### イ 重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、一部負担金の導入、対象者や所得の制限において、実施主体である各市町村により助成制度に大きな格差が生じつたり、同じ県民でありながら不公平感が生じることが危惧される。今後、この格差が縮小するよう県の主導によりさらなる改善策を講ずること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう引き続き国へ働きかけること。

#### ウ 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っているが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っている。

現在、これら医療費助成事業の実施により、国保の財源である国庫負担金（療養給付費等負担金）の減額措置がとられているが、この措置は、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の推進に大きな支障をきたしていることから、一刻も早く廃止するよう国に働きかけを要望する。

### （4）各種予防接種・検診などの充実

#### ア 各種予防接種への安定的な財政支援

##### （ア）予防接種事業に対する財政支援について

おたふくかぜ、B型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするよう国に要望すること。

予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであり、全ての予防接種は地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置するよう働きかけること。

また、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種後の副反応とワクチンの因果関係の解明及びワクチンの安全性についても、早急に確認を行い、速やかに情報提供されるよう併せて要望する。

さらに、患者数が急増している風しんについて、神奈川県では、国に先駆けた先導的な取組みとして予防接種の助成制度を創設したが、国が主体となり、風しんをはじめとする感染症について、予防接種法第6条第1項に規定されている「臨時に行う予防接種」とし、まん延を防止する緊急措置を早急に講ずるよう働きかけるとともに、県の助成制度の継続を要望する。

#### (イ) 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、市町村の役割は「ワクチンの接種」と位置づけられているが、パンデミック発生時のワクチン確保は、市町村では困難であると考えている。現に平成21年度に発生した際に地域によっては不足が生じ、対応が遅れたケースも報告されている。

については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策について、市町村が円滑に実施できるよう、万一の場合に備え、ワクチン等の開発を早急に進め、国の責任において確保すること。

#### (ウ) 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業及びがん検診推進事業に対する財政支援について

平成26年度から、子宮頸がん等女性特有のがん検診事業が働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業に、また、大腸がん検診推進事業が、がん検診推進事業に名称が変更され、国庫補助事業として実施されているが、受診率の向上につながるよう、恒常的な制度として確立し、全額国庫補助とするよう国への働きかけを要望する。

### (5) 医療補助制度の充実

#### ア 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されているが、肝炎から進行した肝がんなどの患者への医療費負担については、対象者が発生した場合に、町村においては大きな負担となるため、更正医療費の対象とせず、国において全額負担とし、また、現行制度を早急に見直すよう国に働きかけることを要望する。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立総合支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望すること。

#### イ 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診への財政支援について

町村では、肝炎対策の一環として、肝炎による健康障害の回避や症状の軽減、進行の遅延を目的に、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、40歳以上の未受診者に対し医療機関での検診や保健指導等を実施している。

今後とも、住民の健康確保と衛生環境の保全のため、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続実施について国への働きかけをすること。

また、県からの補助金については調整率による調整により満額交付されず、町村がその不足分を一般財源で補填している状況であることから、補助額は、満額交付とするなど、市町村が住民の健康確保や受診率の向上に資するため、円滑に事業を推進できるよう財政支援を要望する。

#### ウ 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成23年4

月からは助成の拡大が図られ、体外受精及び顕微授精の保険外費用について、1回の治療につき15万円を限度に助成し、申請1年度目の方は年3回まで、2年度目以降の方については年2回まで、助成年度を通算して5年度、通算10回までとなった。

しかしながら、妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ないという実態がある。全国的には独自財源により先駆的に治療費の助成を行っている自治体もあるが、まだまだごく少数であり、厚生労働省や自治体に対し、治療費の保険適用や助成金の支給について多数要望が寄せられているところである。

については、不妊症・不育症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるとともに、県においては不妊治療支援事業のさらなる拡充を図るとともに、不育症治療に係る助成制度等を創設すること。

#### (6) ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて

本県におけるドクターヘリの運営費については、県市長会と県町村長会等の要請を受け、県及び市町村で事業運営費を負担することを基本的考え方として開始したものであるが、国では「ドクターヘリ特別措置法」を制定し、平成20年6月には、「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備」を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2008」が閣議決定され、県負担分については地方交付税で措置されることとなり、平成21年3月には「特別交付税に関する省令の一部改正」において、都道府県負担分の2分の1を特別地方交付税で措置することとされたところである。

ドクターヘリを利用する方は必ずしも地元の住民とは限らず、また、三次救急医療の確保については県の役割であると認識しており、さらに、市町村が事業費の一部を負担している都道府県は、全国的に見ても稀有な例となっている。

このように、ドクターヘリ運営費に係る財源措置については、本県でドクターヘリを導入した当時とは、大きく状況が変化していることから、運営費に係る市町村負担について、廃止もしくは負担割合の見直しを行うこと。

## 9 都市基盤等の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

### (1) 町村部における県道整備枠の確保

県の「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けられているところであるが、町村部の県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要である。

また、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、地域の実情に配慮した取組を推進すること。

### (2) 圏央道（さがみ縦貫道路）の全線開通に伴う利用促進について

圏央道（さがみ縦貫道路）については、平成26年度中には全線開通することになる。

沿線地域は、県が進める「さがみロボット産業特区」に位置づけられていることもあり、企業立地の優位性をPRすることで、大きな発展が期待できるが、現在割高になっている利用料金により、その利便性を最大限発揮できないことを危惧している。

そこで、圏央道（さがみ縦貫道路）の利用料金について、環状道路としての目的や効果が十分に発揮されるとともに、公正妥当の観点から、高速道路の標準的な料率（24.6円／km）程度に料金を低減するなど、高速道路ネットワークを最大限に活用できる料金となるよう国・関係機関への働きかけを要望する。

### (3) 「社会资本整備総合交付金の充実」について

社会资本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度と共に、平成27年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施することとし、町村に対し早期にその考え方を示すよう国へ働きかけること。

### (4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通路線の維持確保については、国の「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹

線系統確保維持費国庫補助金)」の補助制度が創設されているが、バスなどの住民の足を確保するため、次の対策を講ずること。

ア 国の地域公共交通確保維持改善事業補助制度などは、県内でも一部の路線に活用され、路線の継続運行に寄与している。

国では、路線維持費補助金、車両減価償却費補助金などの施策を展開しているが、他県では国庫補助と連動した県の協調補助があるものの、神奈川県では、一部でしかこの補助を認めていない。

多くの町村が交通事業者に対して補助金を交付している現状に鑑みて、国と連動するよう、県も協調補助を実施されたい。

また、県独自の補助要件としている下記事項について、国庫補助金と連動した補助金交付要綱となるよう改正されたい。

(ア) 地域間幹線系統確保維持事業で、人口集中地区を通過する距離が系統キロの 50% を超えると、県補助金の交付が受けられないが、赤字路線の実態を重視して、国庫補助金と連動し、補助金を交付されたい。

(イ) 地域間幹線系統確保維持事業の補助要件のうち、「複数市町村の成否要件」や「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件及び、路線の「キロ程」が国と県の基準が乖離していることから、県補助基準の緩和、変更等を検討すること。

(ウ) 車両減価償却費補助金は、1 社に対して 1 台とされているが、この台数制限を緩和し、神奈川県においても補助金を交付されたい。

イ 国、県の補助対象要件に該当しない路線、ことに市町村をまたがる広域的路線で利用の少ないバス路線の一部は、不採算であり、撤退が続いていることから、「補助対象要件の緩和」について国へ働きかけるとともに、県においても同様の補助制度の創設等を行うこと。

ウ 国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、かならずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県は、国の制度に該当しないものや、地域コミュニティバスの支援についても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

## (5) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い湘南海岸等の浸食は深刻な状況となっている。

県は国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、保全対策手法を取りまとめた。その実施については、多大な事業費と高度な技術力を要するが、今般、国直轄事業に採択されたことにより、念願の砂浜復活に大いに期待しているところである。

については、今後の事業計画の策定にあたり地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について国へ働きかけ願いたい。

イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の

切り倒しを余儀なくされている。そのため、被害木の伐倒後に松くい虫に強い抵抗性松の植樹をしているが、町の負担は増大するばかりである。

松くい虫被害木伐採補助金は、実勢発注単価と比較してもかなり低額で実態と乖離しており、平成 21 年度の補助単価見直しから 5 年が経過していることから、実情に即した補助単価への見直しを要望する。

#### (6) 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等については、定期的に実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施している。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、河川管理者による、さらなる草木の除草並びに伐採をすること。

#### (7) まちづくり事業の充実

##### ア 土地区画整理事業への財政支援について

地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしているが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっている。

組合施行の地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

##### イ 無電柱化促進事業について

安全で快適な通行区間の確保、景観の向上、安定したライフラインの実現などを目的に、無電柱化が推進されているが、現在無電柱化に着手している区間の早期完成と未着手区間については、計画に基づき事業の推進を図ること。

特に、公共施設からの景観形成を先導的に進めており、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えている地区については、無電柱化促進事業に着手することについて早急に検討すること。

##### ウ 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

東日本大震災と同様、本県も地震の切迫性が叫ばれている。県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施しているが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮をすること。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険箇所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施すること。

##### エ 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけること。

(ア) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げを図ること。

(イ) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減をすること。

オ 特殊地下壕対策の拡大強化

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国の責任で積極的に取り組むべきである。については、小規模な地下壕も含め特殊地下壕対策事業について、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むよう国への働きかけをすること。

## (8) 水道施設の整備促進

ア 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況である。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設をすること。

イ 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な事業である。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設をすること。

ウ 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスボリジウムなどの問題、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要がある。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられる。

このため水道事業の財政健全化をより一層図るため、政府資金及び地方公共団体金融機関資金とともに貸付け利率の引き下げ、償還年限の延長など発行条件の緩和を強く要望する。

## (9) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためには、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。

下水道事業に対する社会资本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

- また、公共下水道事業費補助金（流域関連公共下水道を含む）は復活すること。
- イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠の整備や長寿命化を含めた改築更新、雨水施設整備に対する交付対象範囲の拡充及び財源措置など、国庫補助制度を拡充強化すること。
- また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。
- ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。
- エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

## 10 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるようあらためて働きかけるとともに、引き続き県の取組の一層の強化を要望する。

### (1) 地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、地域の暴走車両に対する取り締まりを、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施するとともに、暴走族の集団走行やドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について国に強く働きかけること。

### (2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう引き続き国へ強く働きかけること。

### (3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

## 1 1 教育施策の推進

### (1) 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤である。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っている。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけられたい。

さらに、平成 23 年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（A L T）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を要望する。

### (2) 教育指導体制の強化について

ア 県は町村の充て指導主事を平成 23 年度まで配置をしてきたが、これが廃止されたため、24・25 年度の 2 年間は、県と町村との人事交流により指導主事 1 名を確保してきた。

しかしながら、その交流人事も 25 年度をもって終了したため、平成 27 年度以降も指導主事を継続して配置していくにあたり、県による新たな人的支援、もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

イ 学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、国に働きかけを要望する。

ウ 教員とは異なる専門性を有するスクールカウンセラー派遣事業は、児童生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談などにも対応し、学校教育において、大変大きな成果をあげている。

このようなことから、派遣日数の拡大、さらには、小学校へのスクールカウンセラーの配置、学校の事情に応じた柔軟な勤務体制の確立など、制度の拡充・見直しを要望する。

また、児童生徒に係る諸問題の解決に際して、教育分野のみならず、家庭環境や福祉分野に関わる事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーの派遣日数の拡大と増員あるいはスクールソーシャルワーカーをサポートするスクールソーシャルワーカサポーター事業の復活を要望する。

### (3) 少人数学級編制の実現について

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編制に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

#### (4) 特別支援教育の推進に係る体制整備について

平成 19 年 4 月から、全ての学校において特別支援教育が実施されているが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望する。

また、県において、教育相談コーディネーター養成講座受講修了者については、その専門性から授業数減等の措置を行い十分にコーディネーターの職責が果たされるよう人的措置を要望する。

#### (5) 栄養教諭の配置基準の引き上げ等について

食育の重要性が高まる中、学校に配置されている学校栄養職員は、教諭としての位置付けがないため、食に関する指導の職務上の位置付けが不明確であることや、食に関する指導への参画が単発的なものになるなど、児童・生徒への指導等について、その役割には限界がある。

については、食育推進の原動力として、栄養教諭の役割が大きく期待されていることから、栄養教諭の全校配置を目指し、栄養教諭の配置基準の引き上げ、また栄養教諭免許取得者が増えている中、取得がら発令まで 10 年という経験年数が必要とされている状況の緩和について要望する。

#### (6) いじめ対策における学校ネットパトロール等への財政支援について

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「インターネットを通じて行われるもの」についても「いじめ」として定義されるとともに、国等の責務も明確に定められた。

併せて、いじめ問題等に対応するための地方公共団体の取組に対し、支援（補助率 1 / 3）も行われることになっているが、対象は全国で 10 地域と限定されている。

同法第 5 条で、国は、いじめ防止等のための対策を総合的に作成し実施する責務を有すると規定していることから、当該事業に係る財政措置については、補助対象地域数に制限を設けず、取組を実施する全ての地方公共団体等に対し財政上の措置を講ずるよう国に働きかけすること。

#### (7) 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼

稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっている。この国庫補助額を出来る限り3分の1へ見直すよう、国への働きかけを要望する。

#### (8) 養護学校の通学に関する支援について

県立養護学校では、小等部・中等部の児童・生徒については、スクールバスが運行されているが、高等部生徒については、現実的には利用できない状況にある。

このため、高等部生徒については、公共交通機関を利用した自主的な通学となっており、障がいの関係から自主通学ができない生徒は、保護者が毎日送迎を行っているため保護者に相当な負担がかかっている。

については、小等部・中等部と同様に、高等部も自主通学ができない生徒のためにスクールバスの運行を引き続き要望する。

### III 地域要望



### III 地域要望

#### 1 三浦半島地域要望

##### (1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成 16 年 2 月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画を平成 18 年 3 月に改定し、重点施策として「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

##### (2) 逗葉新道の通行料金の無料化及び県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの早期延伸について（葉山町）

平成 16 年 3 月に県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の一部が開通し、周辺地域の利便性の向上が図られ、国道 134 号線や県道 207 号線（森戸海岸線）の交通量が緩和されてきた。この道路の開通により横浜横須賀道路に連絡する逗葉新道やその周辺の葉山町道の重要性はさらに増し、交通量も一段と増加している。また、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞や南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅地への流入車両の増加など新たな問題も発生していることから、地域住民の生活や周辺への交通の利便性の向上のため、次の措置が講じられるよう要望する。

ア 早期に逗葉新道の通行料を無料にすること。

イ 県道逗子葉山横須賀線の南郷トンネル入口交差点から先の逗子側まで早期延伸すること。

##### (3) 海岸保全施設整備の推進について（葉山町）

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成 21 年 10 月の台風 18 号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成22年度から平成24年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

#### (4) 三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための支援について（葉山町）

三浦半島の4市1町（横須賀市・葉山町・鎌倉市・逗子市・三浦市）は、各市町の首長による「三浦半島サミット」を通じ、平成26年度から三浦半島全体で連携して観光PRを進めることとしている。

県は平成26年度から「新たな観光の核づくり等促進交付金」を創設して取組みを推進することとなったが、この交付金を活用するためには、「新たな観光の核づくり構想」地域に認定されている必要があるため、現状では三浦半島全体での市町の取組みには活用することができない状況である。

三浦半島全域を観光地として一体的にPRし、地域経済活性化を図るため、新たな補助の創設など実効性の高い支援を行うとともに、県としての取組みも進めることを要望する。

## 2 湘南地域要望

### (1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくり並びに（仮称）湘南台寒川線の整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティのまちづくりは、当町はもとより、県央・湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業と考えています。

寒川町でも現在、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会等での誘致活動をはじめ、東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線新駅の2つのゲートを結ぶ南北方向の軸の強化としての相模線の複線化に向けた取組み、また、平成25年度においては、県がツインシティ橋新設及び県道相模原茅ヶ崎線の拡幅について事業者説明を実施したことから、町も、地元町民への同様の説明会を計8回に渡り実施するなど、県・平塚市・寒川町がそれぞれの現状を踏まえ、役割をもってツインシティのまちづくりの実現に向けた取組みを着実に進めているところであります。

しかしながら、一方で、事業実施に伴う「財源確保」については依然重要な課題として認識しておりますので、県においても、地元の状況等をご理解いただいたうえ、財政的支援についてご尽力いただけるよう要望します。

### (2) 田端西地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

さがみロボット産業特区に指定され、同年4月には、さがみ縦貫道路が一部供用開始、平成26年度には全線開通予定となっていることから、さらなる発展が期待されているところです。

現在、町では平成24年11月に設立された「土地区画整理組合設立準備会」と協働し、インターチェンジの周辺である立地条件を生かした町づくりの実現に向け、共同作業により検討を行っており、本年4月からは、民間活力を導入することを目的とした事業協力者による検討も始めたところです。

しかしながら、まちづくりの実現に向けては、当町では「組合土地区画整理事業」の実績がないことから、人的、技術的な課題、企業誘致や財源確保等の問題など、数多くの課題が存在しています。

つきましては、県におかれましても、地元の状況等をご理解いただき、事業費に対する財源措置や、企業誘致の斡旋など、まちづくりの実現について必要不可欠な支援をしていただくよう要望します。

### (3) 寒川駅北口駅前への交番移設について（寒川町）

現在、寒川交番がある場所は、古くは大山街道として栄え、地域住民の往来の場として多くの人に親しまれてきましたが、この地域においては高齢化が進み、町内で最も高齢者が多い地域となり、その結果として、かつて町内で一番賑わっていた商店街の活気や地域住民のつながりも薄くなり、地域の文化伝統の継承にも支障が出ている状況で、町にとつ

ても大きな課題となっています。

このようなことから、町としましては、今ある寒川交番の建物をそのまま利用し、地域住民が自由に集うことができる地域コミュニティ施設として開放し、高齢者などが家に閉じこもることなく、元気な子どもたちや様々な世代間交流を通じて、特技や経験を活かしたボランティア活動など、積極的に活動できる場として提供することで、地域の活性化を図り、かつての賑わいを取り戻せるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、町の責務として、町民の生命・財産を守り、町民一人ひとりが安心して暮らせるための取り組みは欠かすことができないことから、防犯アドバイザーを配置した防犯連絡所を併設し、茅ヶ崎警察署と連携しながら地域の防犯力を維持していくことも考えています。

つきましては、町として一日も早い取り組みを進めてまいりたく、誠に勝手ながら茅ヶ崎警察署寒川交番として用している町有地の返還と交番の早期移転を併せて要望します。

なお、町には交番が3箇所設置されていますが、更なる防犯体制・交通安全対策の充実が求められている中で、寒川交番につきましては、町としましても、地域の重要な施設でもあり、町民の安心・安全に対する拠り所として不可欠であることから、移転に伴う代替地を寒川駅北口に確保していきます。

#### (4) 旧相模海軍工廠地内における危険物への適切な対応（寒川町）

旧相模海軍工廠地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施しています。

当地内からは、平成14年9月に危険物が発見されて以来、これまでに多数が発見されています。しかしながら、町では、これまでの国の対応状況から、最初の危険物発見から10年以上が経過し、危険の認知度が低下しているのではないかとの認識をしています。平成25年度においては、危険物の発見があったにもかかわらず、それが危険物であるという認知が遅れ、土地改変工事における工期の遅延やそれに関わる費用面での影響も出ている状況です。

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

- ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。
- イ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

#### (5) 都市計画道路宮山線（（仮称）湘南台寒川線）の整備促進（寒川町）

都市計画道路宮山線（（仮称）湘南台寒川線）は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の「改定・かながわのみちづくり計画」に位置づけられており、また、さがみ縦貫道路へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路もあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密

接に関わる道路でもあります。

当該道路のルートにつきましては、これまで県・市・町間で様々な協議を重ね、県のご協力をいただきながら、寒川町域は3・3・3号宮山線、藤沢市域は3・3・9号遠藤宮原線として平成24年度末に都市計画決定され、ルートが確定したところです。

また平成25年度においては、県・町とともに地元自治会長等との調整を行い、説明会を実施するとともに、地形測量や地質調査が実施されています。

さがみ縦貫道路についても茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでが平成25年4月14日に暫定供用され、平成26年度には全線開通が予定されています。

当該道路は、そのさがみ縦貫道路寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ広域的な幹線道路であることからも、県におかれましては、早期の事業化に向けご尽力いただくとともに、その後の事業においても早期供用に向け着実に事業費を確保しながら進めていただくよう要望します。

#### (6) 神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の福祉事務所機能（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、県の緊急財政対策のひとつとして出先機関の見直しをする中、平成24年2月に保健福祉事務所の再編・統合として、現在の県茅ヶ崎保健福祉事務所を下町屋の衛生研究所へ移転する方向性であることを公表しています。

また、その後、茅ヶ崎市は保健所政令市へ移行する方針を打ち出し、現在準備を進めているところです。

そういう中、現在町の福祉事務所業務については、県の所管となっていることから、今後の事務所移転の方向性により、生活困窮者が急病により救急搬送される際の対応や、生活保護受給者の緊急時の対応等、場合によっては、町民の利便性に多大な影響を及ぼすことが想定されますので、寒川町の保健福祉事務所機能の方向性の決定については、当町の住民の利便性の低下等を招くものにならないよう、当町の意見等を十分考慮したうえで、慎重な判断をされるよう強く要望します。

#### (7) 商店街（商店会）街路灯撤去費用の補助制度の創設（寒川町）

寒川町の商店街（商店会）では、これまで、商店街の活性化と地域のにぎわい創出を目的に「街路灯」を設置し、維持管理を行ってきましたが、昨今の郊外大型店舗の進出や、商業者の高齢化・後継者不足などにより、商店街（商店会）組織の弱体化が進み、設置した街路灯の維持管理が図れない団体が多くなってきています。

街路灯の中には、老朽化し、修繕・撤去が必要なものが増えているため、歩行者等の安全の確保の観点からも、早急に街路灯の撤去を行わなければならない場所も存在しています。しかしながら、その撤去費用の捻出こそが商店街（商店会）自体の存続を厳しくさせている要因の1つでもある状況です。

については、街路灯の撤去費用に関する国の補助制度（補助率2/3）もあることから、県においても新たに補助制度を創設するなど、街路灯撤去費用に係る商店街（商店会）の財政負担が軽減されるよう要望します。

## (8) 町内全域をカバーする商業者団体に対する活性化事業への補助制度の創設（寒川町）

寒川町の商業については、社会情勢やライフスタイルの変化、郊外大型店舗の進出などにより、かつて街の中心的な商業施設であった商店街も少しづつ活気を失い、衰退の傾向にあり、加えて、商業者の高齢化や後継者不足も重なり、商店街（商店会）組織も弱体化が進んでいるのが現状です。

また、町民意向調査の結果によると、「町外に移りたい」という意識を持つ多くが、「買い物の不便」を理由に挙げていることから、商業の振興及び地域の活性化は、町民生活の利便性及び快適性向上のために不可欠となっています。

これらのことから、町及び商店会では、「にぎわいの創出」を目的に街路灯の統一をはじめ、集客力向上に向けた商業振興の取組を行っておりますが、取組の継続には資金的に大変厳しい状況があります。

現在、商業振興を目的としたソフト事業の支援については、国や県にも補助制度が創設されていますが、対象団体が商店街となっており、町全域をカバーする商業協同組合等に対する補助制度は整備されていないことから、商店街とは異なる商業者団体の支援をするため、地域の活性化に向けた取組に対する補助制度の創設を要望します。

## (9) 社会教育施設における非構造部材耐震化等の財政支援について（寒川町）

社会教育施設における非構造部材の耐震化については、文部科学省が所管する「学校施設環境改善交付金」において、学校等を対象としたものにあっては、現状の非構造部材の維持補修及び新規更新を問わず補助対象となっているものの、社会教育施設については、同様の補助制度が無い状況です。

寒川町では、被災時等の安全対策のため、社会教育施設本体のみならず、文化活動の要となる施設の照明、スピーカー等の非構造部材の耐震化が強く求められているものの、財源の確保が困難であるため改修に至らず、緊急の場合は、予算の範囲内での修繕にて対応を図っている状況です。

については、文化会館等の社会教育施設における非構造部材の耐震化に係る補助制度の創設を要望します。

## (10) 西湘バイパス下り線ランプの設置について（中郡）

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な課題があると認識しているが、国道1号線の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、二宮インター又は橋インター下り線ランプを視野に入れた整備を要望する。

また、この地域の国道1号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしており、そのため路線バスの定時運用が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって、路線バスの廃止に拍車を掛ける要因にもなっている。そこで、高速道路無料化社会実験計画に基づき平成22年6月から平成23年6月まで実施された西湘バイパスの通行料無料化実験の成果を踏まえて、国道1号の渋滞緩和や経済活動などの円滑な交通確保

のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料化を継続するよう要望する。

#### **(11) 西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）**

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしていますが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっています。これは、消波機能として重要な役割を果たす砂浜が、海岸侵食により減少していることが大きな要因でもあり、この度、砂浜回復に向けた国直轄事業を施行していただくこととなりました。

しかし、砂浜の回復には長期間を要するため、沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要があるため、西湘バイパス地下道の海岸出入口部分に開閉式防潮扉の設置を要望します。

#### **(12) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）**

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川の清流復活を目的に、3町で平成14年に「葛川サミット」を設立し、これまで啓発活動をはじめ様々な活動を行ってきた。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し取組みを行う体制が整いつつあるところである。

葛川の清流を取り戻すため、昨今の下水道整備やボランティアによる清掃活動など、葛川の水質は改善傾向にあるが、葛川と不動川の合流点付近から上流部においては、未だ護岸が未整備の区間がある。

県管理河川は、平成22年3月に策定された「かながわの川づくり計画」に位置付けられ、概ね30年間で50ミリの雨にも安全な河川となるように整備をすすめられているところであるが、近年異常気象により、一時的に雨量が多くなり、50ミリの雨では許容できない現状となり、流域河川が狭小あるいは未整備であるため、浸水被害が発生している。そのため、親水性のある人々の憩いの場となるような未整備箇所の早期護岸整備及び、3町を流れる葛川が町民にとり、より身近な存在になるとともに、3町の交流がより盛んになる契機になるよう、歩行空間に加え自転車でも通行できるような護岸整備を合わせて要望する。

#### **(13) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について（二宮町・中井町）**

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因是、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられる。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態となっている。

については、これらのこと考慮し、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう、国への働きかけを要望する。

#### (14) 大磯港の再整備について（大磯町）

大磯港の再整備は、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいる。また、新たな観光の核づくり事業においても、大磯港は、産業・地域振興などの活性化を図る重要な拠点の一つとなり、中でも整備計画の後半に位置付けられている「賑わい・交流ゾーン」は、産業や観光の観点からも特に賑わいを創出できる重要なゾーンである。

そのため、ゾーンに位置付けられた施設整備に向け、賑わいや魅力創出だけでなく、効率性も踏まえたものになるよう、今まで以上に町や関係機関などと連携した中で取組みを進めていただくよう要望する。また、活性化整備計画における進捗が遅れている「飛砂対策の植樹とフェンス」などの対応も合わせて要望する。

#### (15) 大磯海岸防潮堤の津波対策について（大磯町）

金目川から大磯港までの防潮堤は、昭和元年に築造され、昭和 47 年からは改修工事が行われ、平成 17、18 年度には神奈川県が耐震補強工事を行い現在に至っている。

現在の防潮堤は、津波や高潮を想定し、港湾部で約 8.5m、海岸部で約 8m の整備がなされ、改修工事や耐震対策工事が行われてはいるものの、築造されてから約 86 年が経過しており、構造物として津波の威力や衝撃力に耐えられるものか否か不安である。そのため、県で想定する津波の威力に対し、防潮堤が耐えられるか等の強度調査方法を早急に確立いただき、調査結果によっては必要な措置を早急に講じていただくことを要望する。

また、港湾区域に設置されている 12 箇所の防潮堤門扉の内、大型の 3 門扉のみ電動化されているが、平成 24 年 3 月に神奈川県が発表した津波浸水予測図では、短時間で津波の第 1 波が襲来することが予測されている。そのため、昼夜を問わず災害時に防潮堤門扉を迅速かつ確実に閉鎖するための遠隔操作装置の設置や、小規模な門扉について、常時閉鎖が可能となるよう併設階段の整備等の措置を講じるよう要望する。

#### (16) 介護報酬並びに障害福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）

介護保険は、平成 27 年 4 月から第六期計画期間（平成 27 年度～平成 29 年度）を迎えることとなり、平成 27 年度介護報酬改定や地域区分についての議論が始まられる状況にある。

現計画時における介護報酬の改定や地域区分の見直しに際し、大磯町は平成 24 年度以降の介護報酬地域区分において、従来と同様の上乗せのない「その他地域」とされている

が、隣接する二宮町では「6級地(3%上乗せ)」に、平塚市では「5級地(6%上乗せ)」に見直しがなされ、生活圏が同一と思われる湘南西部地域の中で、大磯町だけが上乗せのない地域となっている。なお、この地域区分は、介護報酬だけでなく、障害福祉サービスの報酬についても同様とされていますが、障害福祉サービスを含め介護従事職員の行うサービスの質には地域差などはない状況です。

そのため、地域区分の設定に際しては、個々の市町村ごとで判断するのではなく、生活圏なども含めた多角的な視点により設定していくよう、国への働きかけを強く要望します。

#### **(17) 災害発生時における西湘バイパス大磯港オフランプの閉鎖自動化について（大磯町）**

大磯港には12箇所防潮堤門扉（陸閘）が設置されており、その内2箇所は大磯港臨港道路上にあり、高波浪時や高潮、津波などの災害が発生する恐れがある場合、西湘バイパス大磯港オフランプの閉鎖措置に合わせ2箇所の防潮堤門扉を閉鎖している。

防潮堤門扉を閉鎖する際には、道路管理者と交通管理者が協力して行う必要があるが、西湘バイパスは自動車専用道路であることから、町、県、地元警察署だけではなく、国土交通省や神奈川県警察交通機動隊など、多くの関係機関と閉鎖手続きのための連絡調整等を行わなければならず、門扉閉鎖までに時間を要している状況である。

そのため、津波等の災害発生時にもスムーズに防潮堤門扉を閉鎖できるようにするため、西湘バイパス大磯港オフランプへ電光表示板や信号機、電動ゲートなど通行止めの自動化設備の設置を要望する。

#### **(18) 砂防指定地の保全について（二宮町）**

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されていますが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じています。砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の早期整備を要望する。

#### **(19) 県道71号線歩行者安全対策について（二宮町）**

県道71号線は、主要地方道秦野二宮線として、国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路や東名高速道路へ結ぶアクセス路線であり、多くの車が通過しています。また第1次緊急輸送路にもなっており、重要な県道として、年々交通量は増加傾向にありますが、この県道を横断できる箇所には限りがあり、歩道橋による横断のみの箇所もある状況です。

近年、高齢化が加速するなか、県道のみでなく道路全体において歩行者も増加傾向にあり、横断箇所の必要性や交通バリアフリーに関する対策が急務となっています。

県道71号線に対する高齢者、障害者の安全対策及びバリアフリー対策を講じていただきますよう要望します。

#### **(20) 県及び県関連施設の下水道への早期接続について（二宮町）**

下水道供用開始区域内にある県及び県関連施設において、いまだに下水道に接続されていない施設があります。

町では、下水道経営の基盤強化のため、未接続の町民に下水道への接続を強く依頼していることから、県及び県関連施設におきましても、町条例及び下水道法に基づき速やかな接続を要望します。

### 3 足柄上地域要望

#### (1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されている。

「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の整備については、平成18年度から県事業として着手し、平成26年3月に供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また合わせて、平成26年度は、県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間について、測量調査等の予算が計上され、整備に向けての取組みが行われている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されるので、県道711号から国道255号までの区間の早期建設及び県による全区間の早期事業化を要望する。

#### (2) 県道711号（小田原松田）の信号機増設について（足柄上郡）

県道711号（小田原松田）の大井町区間における信号機については、平成26年3月の足柄紫水大橋の開通とともに、新たに2箇所の信号機が設置され、要望箇所7交差点のうち6箇所が設置済みとなり、交差点部の安全確保が図られている。

未設置の1箇所については、周辺に学校や福祉施設、民間企業等が立地しているほか、多くの農地が存在していることから、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に迂回をしている状況にある。

足柄紫水大橋の供用開始により、酒匂川に架かる橋りょうの交通渋滞は緩和されたものの、当該路線の交通量は今後一層の増加が予想される。

こうした中にあって、当該交差点の取付け町道は、拡幅改良工事が完了しており、地域からは交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声が、これまで以上に高まっている。

このため、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全の確保や各施設へのアクセス向上を図るため、早期の信号機設置を要望する。

#### (3) 酒匂川に関する適切な河川管理について（足柄上郡）

酒匂川はその松並木や富士箱根連山、周辺の田園景観などとともに優れた自然景観を構成し、周辺市町の住民から深く愛されており、神奈川県の水源としても非常に貴重な財産である。このため、流域市町では環境や景観等の改善を図るため、不法投棄物の撤去や堤防法面の草刈りを実施している。

また酒匂川左岸の堤防区域内は、管理用道路が解放されており、車が自由に往来できることもあり、不法投棄が多発している状況にある。このことから、河川区域内における不法投棄物の撤去及び堤防法面の草刈りなどについては、河川管理者の責務として事業の拡

大に努め、積極的に取り組まれることを要望する。

#### (4) 東名高速道路の跨道橋における点検、補修、耐震対策の国の支援について（足柄上郡）

足柄上地域を通過する東名高速道路は、建設時において南北に分断された町道、農道、人道の機能復旧として跨道橋が架設され完成後、市町村に移管された。しかし、その跨道橋も開通から45年の歳月を経て、安全・安心に対する老朽化対策が喫緊の大きな課題となっている。

そのような中、国では、道路、橋、トンネルなどで点検を適正に行うために、必要な知識及び技能を有する者が近接目視により5年に1回の頻度で点検を行うこととする省令及び告示が平成26年7月1日に施行された。

しかし、財政力の乏しい町においては、必要な知識・技能を有する者による点検の実施や、点検結果に基づく大規模修繕、耐震対策などを自主財源で対応するのは非常に厳しい状況である。

このような状況を踏まえ、県においては、国及び中日本高速道路株式会社に対して、国策である東名高速道路を跨ぐ跨道橋の維持管理に係る以下の3点について、働きかけることを要望する。

- ア メンテナンス業務に対する支援策をマネジメントする組織の設立
- イ 跨道橋の点検受託等、技術的助言、地方公共団体向け研修の充実
- ウ 点検業務から大規模修繕、耐震対策までを対象とした新たな補助制度の創設

#### (5) 酒匂川左岸道路の延伸について（松田町・山北町）

国道255号及び246号の慢性的な交通渋滞を解消するため計画された酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町まで昨年度から供用開始されている。

しかし、松田町から山北町の大口橋までの区間は、「かながわ交通計画」に位置づけられていないため、松田町と山北町と共同で、酒匂川左岸道路の北部延伸について、調査・研究を進めるとともに、県に対して当該計画への位置づけを要望してきた。

そして、2町からのこの要望に対して、県からは「今後、かながわ交通計画を見直す際に検討する。」というご回答をいただいているが、本要望路線は災害時などの国道246号の代替輸送路として重要な路線であるため、東日本大震災における被災地支援の教訓を生かし、速やかに「かながわ交通計画」の見直しを行っていただき、本路線を計画に位置付けるよう要望する。

#### (6) 中井町南部地区の事業化への支援について（中井町）

中井町南部地区メガソーラー事業は、県が取り組む「かながわスマートエネルギー構想」の一環で、大規模太陽光発電の普及を促進するための施設として、本地区でメガソーラー事業を行うことが正式決定され、町としてもこのメガソーラー事業が実現できたことは大変喜ばしく、地元住民をはじめ周辺地域の活性化につながるものと大いに期待を寄せていく。

このたびの事業決定を契機に、町の豊かな自然環境をさらに活かした、活力と魅力に満ちたまちづくりのため、メガと連携した新たな産業の創出、見学施設や散策路整備などを進めたいことから、県等の特段の指導と支援を要望する。

#### (7) 2級河川の整備について（中井町）

県道平塚松田線（比奈窪バイパス）においては、平成27年度中の供用開始に向けた工事が行われておりますが、町では公共公益施設が集まる比奈窪バイパス（役場周辺）を町の中心拠点として「まちづくり」整備を計画しております。

ついては、このエリアの真ん中を流れる2級河川中村川の定期的な河床整理、さらには町が進める「まちづくり事業」と一体性のある親水性の護岸整備への取り組みを要望いたします。

また、2級河川藤沢川において事業化が見合されている1100メートルの区間においては、町が管理する幹線町道の拡幅改良を検討しておりますので、道路と並行して流れる藤沢川においても、町の事業と一体的な整備を要望いたします。

#### (8) 道路法による道路以外の橋梁に係る維持・管理費の支援について（中井町）

町域内には、県道の整備等において道路法により指定できない道路、いわゆる認定外道路が跨道橋として整備され、現在はそれらの管理は町に移管されております。

町では、こうした橋梁の維持管理においては長寿命化修繕計画に沿った予防修繕に取り組む方針でいるところですが、認定外道路については社会資本整備総合交付金の補助対象外となっております。

つきましては、これら認定外道路における橋梁の維持管理についても、対象事業となるよう財政支援の拡充を国へ働きかけるよう要望します。

#### (9) 比奈窪バイパス整備に伴う役場周辺の土地利用について（中井町）

比奈窪バイパスは、本町にとってまちづくりの核となる役場周辺地区の整備に欠かせない、長期にわたり開通を待ち望んだ路線であり、平成27年度中の供用開始に見通しがついたことを大変喜んでおります。

バイパス工事中の役場周辺は町の中心部にあり、役場以外にも保健福祉センター、中井中央公園など公共公益性の高い地区となっており、町の都市マスタープランにおいては町の中心拠点として、また、県の都市マスタープランにおいても「行政、業務機能に加え、居住機能、商業機能など複合的な都市機能の集積」を図る地域の拠点として位置づけられています。

町ではこの比奈窪バイパス開通を契機として、都市マスタープランに掲げる役場周辺地区の中心市街地を図ることを目標に、生涯学習センター、バスターミナル、商業施設などの整備・集積を進めるとともに、市街化調整区域となっている隣接する未利用地に定住人口の増加に向けた新規住宅地の創出を目指していきたいと考えております。

つきましては、中心となる市街地がない中井町が将来にわたって持続するためには、役

場周辺の中心拠点整備は必要不可欠であると考えておりますので、第7回の線引き見直しに合わせた規制の緩和、特段の配慮をいただきますよう要望いたします。

#### (10) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について（松田町）

寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路は、県営林道土佐原線と秦野市道であるが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

については、防災上の見地からも県道710号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である県営林道土佐原線を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望する。

#### (11) 小田急新松田駅北口の整備計画策定等に係る支援について（松田町）

小田急新松田駅北口周辺は「町の表玄関口」として、小田急とJR御殿場線との乗り換え客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で町民から多くの整備要望の声が寄せられております。

町でも平成23年度より新たに始まった松田町第5次総合計画の重点施策として「新松田駅北口周辺整備の検討」を掲げており、駅周辺調査を進めているところです。

新松田駅北口交差点及びJRガード内は、幅員が狭き交通渋滞を引き起こしていることから、歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、現在、県において整備を進められている県道711号線改良事業と併せた多面的な駅前広場整備による支援を要望する。

#### (12) 森林資源の調査・利活用について（松田町）

松田町は町域の北部を西丹沢山系に囲まれ、総面積37.75km<sup>2</sup>のうち、その94%が山間部に囲まれ、森林資源にも囲まれた自然豊かな町です。

森林は、土砂災害や洪水の防止する一方、再生産可能な資源である木材を供給し地域経済にも貢献するなど、多面的な機能を有する大切な財産・資源でもあります。

しかし、山には間伐が実施されていない森林が多く見受けられ、森林機能が十分に発揮されておらず、また、林業の採算性悪化等による担い手の減少とも重なり、より森林の荒廃を進行させています。

については、森林資源を有効活用するため、松田町はもとより県下森林地域を視野に入れた中で、全県での間伐材の供給量(A~C材)の調査及び、現在、搬出コストが「間伐材搬出促進事業補助制度」と製材用引取額の合算額を上回ることから、採算性向上のため本制度の拡充を通じ、林業の担い手育成を要望する。

#### (13) (仮称)林道秦野峠高松線の新設について（山北町）

当町では、森林の適正な整備・保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる

施設として、（仮称）林道秦野峠高松線の必要性を鑑み、県に対して新たな林業振興型の林道開設を要望してきた。

これに対して、県からは「神奈川県地域森林計画」などに示されている方針に基づき、地元自治体等と連携して、現地踏査や調査を行い検討する旨の回答をいただき、林道開設までのロードマップの第一歩として、平成25年11月に新規路線の路線選定技術検討会を実施していただいたところである。

つきましては、県で実施する水源林整備協定の施業にも活用が図れる（仮称）林道秦野峠高松線の必要性をご理解いただき、事業化に向けて各種検討を進めるとともに、進捗状況などの情報提供を含め、県と町とがそれぞれ担う役割などを具体的に提示いただき、十分連携を取りながら進められるよう要望する。

#### **(14) 林道秦野峠線について（山北町）**

神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～（平成24年4月）では、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路にもなる農道・林道の安全確保に努めると規定されている。

林道秦野峠線は林業振興型林道に区分されていることもあり、現在は一般車両の通行が規制されているが、この林道は当町の玄倉地区から松田町寄地区を結ぶ連絡道路にもなっている。近年は台風やゲリラ豪雨が多発しており、平成22年9月の台風9号では県道76号山北藤野線の法面が崩落し、地域住民が孤立する事態となっている。

当町は県道を幹線として、その周辺に集落が点在していることから、仮に県道76号山北藤野線や県道710号神縄神山線が被害を受けた場合、同様の被害を受けることが想定されるが、林道秦野峠線を利用することで、各集落や丹沢湖を訪れる観光客の孤立化の回避と、緊急輸送路、緊急避難路の役割を果たすことになる。

このため、いつ発生するか分からぬ災害等に適切に対応すべく、林道の安全確保を図るとともに、将来的には一般車両の通行も可能となるよう、段階的な規制の緩和について特段のご配慮と検討を要望する。

#### **(15) 水の木幹線林道の整備について（山北町）**

当町の世附地区にある水の木幹線林道は、4713haもの広大な国有林の森林整備を行うために重要な林道である。

また、この地域にある世附獣区にはこの林道を利用して年間300人以上が入獣し、鳥獣の保護と農林産物の被害防止などの調和を図ってきた。

しかし、平成22年9月の台風9号により、当該林道は大規模崩落するなど、壊滅的な被害を受け現在も通行不能となっており、この結果、森林整備にも影響を与えたほか、獣区も一部閉鎖されている状態である。

このため林道管理者である東京神奈川森林管理署では、崩落箇所等の復旧・補修工事を進めているが、事業規模も小さく全線開通にはかなりの年月を要すると見られている。

については当該路線の重要性を鑑み、早期の事業完了を達成するために予算措置の充実な

ど、県からの林野庁に対する働きかけを要望する。

#### (16) 不老山ハイキングコースの整備について（山北町）

不老山は、6月にはサンショウバラが見ごろとなる標高928mのハイカーに人気の山である。

丹沢湖から不老山へのハイキングコースは、平成22年9月の台風により世附川に架かる吊り橋が流され、またコースにも崩落があり、通行できない状態が続いている。

現在は、山市場から不老山の往復または静岡県小山町へのルートとなっており、丹沢湖から不老山についてはハイカーからの強い登山要望も多数あり、またハイキングコースの回遊性をもたせるためにも丹沢湖から不老山への水の木幹線林道の一部通行による新たなハイキングルートの早期復旧について要望する。

#### (17) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る交付金対象経費の見直し及び新たな助成制度の創設について（山北町）

当町では神奈川県の水がめである丹沢湖・三保ダムを有する水源地域であり、横浜市、川崎市などの都市部を中心に県内幅広く飲料水を供給している。

このため、町では県民に良質な水を安定的に確保するため、三保ダム集水域において、高度処理型合併浄化槽整備事業を推進している。

この事業は平成19年度から開始したところであるが、一般住宅については概ね設置が完了し、今後はキャンプ場や旅館など事業系の人槽の大きい浄化槽の整備を推進しているところである。

しかし、人槽の大きい浄化槽の整備を進めるにあたっては、利用者が負担する使用料が一般住宅と比べてかなり高額になることや、設置後が町が負担する維持管理費に対する県の補助基準額が、実情と合っていないことが大きな課題となっており、このことが事業が進まない要因にもなっている。

このため町では、今後、維持管理費に係る県の補助基準額が実情に合うように増額されれば、利用者が負担する使用料を見直す（引き下げ）ことも視野に入れて、この事業の推進について検討しているところである。

このような状況を鑑み、県においては、速やかに維持管理費の交付基準額を見直すよう要望する。

また、水源地域の恒常的な水質保全を図るため、これまで設置した浄化槽について、設置後6年以降も継続して維持管理費を補助していただけるよう新たな助成制度の創設について、強く要望する。

#### (18) 都市計画道路山北開成小田原線の整備促進について（開成町）

平成26年6月に一部区間（開成町牛島地内）の供用が開始された都市計画道路山北開成小田原線は、開成町を南北に貫く幹線道路であり、農村景観・歴史・自然環境等を生かし交流人口の拡大をめざす開成町の北部地域と新市街地として整備し定住人口の拡大をめ

ざす開成町の南部地域の「交流と連携」を支える重要な路線である。

また、県西地域活性化プロジェクトの「まちをつなげる交通ネットワーク整備推進プロジェクト」がめざす、観光地へのアクセス向上など地域を快適に移動できる交通ネットワークの形成にも大きく寄与する路線である。

地域内や地域間の移動の利便性の向上や交通の円滑化を図るために、都市計画道路山北開成小田原線の計画区間の全線について早期に整備を進める必要があることから、開成町金井島地内及び開成町延沢地内の未整備区間について、県事業として事業を推進していくことを要望する。

#### (19) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

昭和 60 年 3 月の小田急線開成駅の開業以来、開成駅周辺地域では、戸建て住宅やマンションの建設が進み、人口増加が続いている。

人口増加に伴い、スーパーや金融機関が新たに立地するとともに、平成 22 年 4 月には周辺地域の児童が通学する開成南小学校が開校している。

本年 3 月には、足柄紫水大橋が開通し、流入人口が更に増加する状況にある。

また、現在施行中の開成町南部地区土地区画整理事業が今年度中に完了することにより、町が行った人口推計では 10 年間で約 2500 人の人口増加が見込まれている。

このような人口及び駅利用者の増加に伴い、平成 8 年 12 月に、警察官が立ち寄れる神奈川県警察松田警察署開成駅前連絡所を設置し、平成 15 年度からは民間ボランティア団体「開成駅前連絡所安全サポーター」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行っている。

地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、早急に開成駅前に交番を設置することを要望する。

## 4 足柄下地域要望

### (1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha 以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を 3000 m<sup>2</sup>以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成 21 年 3 月 31 日をもって「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となつた場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

### (2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望している。平成 15 年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をして、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告を受けており、また平成 26 年 1 月には「小田原真鶴道路建設促進協議会」において国関係機関へ要望活動を行ったところであり、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望する。

### (3) 国道 135 号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心で渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

### (4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原 1 市 2 町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道 740 号が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

**(5) 県立小田原養護学校の分校の設置について（真鶴町・湯河原町）**

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在 19 名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいる。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっている。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置についての保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望する。

**(6) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）**

箱根町宮ノ下地域は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する箱根登山鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

**(7) 小田原養護学校スクールバスの運行範囲延伸等について（箱根町）**

現在、小田原養護学校スクールバスの箱根方面への運行範囲は湯本までとなっており、湯本より先（箱根町内）に居住する児童・生徒及びその保護者にとって、小田原養護学校への通学に係る負担は非常に大きく、本人及び家族の生活に支障をきたしている。小田原養護学校への通学負担軽減のため、運行範囲延伸（国道 1 号線方面：箱根・元箱根地区まで、国道 138 号線方面：湖尻・仙石原地区まで）及びダイヤの見直しを要望する。

**(8) 真鶴港における津波対策の措置について（真鶴町）**

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

沖防波堤については現在既に整備が着手されているが、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、未だ着手で、予定が示されていない。よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

**(9) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について（真鶴町）**

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっている。また平成 21 年 2 月には、県指定天然記念物となった。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林

を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきた。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念される。このため、平成 19 年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止した。

については、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望する。

また、国に対しても継続的な交付金確保に向けた働きかけを要望する。

#### **(10) 岩海岸における避難路整備について（真鶴町）**

岩海岸は、良質な砂場海岸として町民や夏場においては海水浴場として観光客に利用されておりますが、海岸から脇を通る町道への通路が急勾配で、十分な幅が確保されておらず、津波発生時の利用者避難路として十分な状態とはなっていません。

当海岸は岩漁港区域内に位置しておりますので、県の漁港整備の一環として、町道までの避難路となるような通路の整備を要望します。

#### **(11) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）**

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備し、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図ることが位置付けられ、平成 19 年度から整備している湯河原海岸の 3 基目の人工リーフ終了後に（仮）湯河原海辺公園を整備することとし、平成 24 年度には実施設計を終了し、平成 25 年度から工事に着手している。

については、整備に当たり、水辺レクレーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画とし、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう緩傾斜式階段護岸等の整備や、また、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であり、津波発生時のさらなる避難路確保及び海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を併せて要望する。

#### **(12) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）**

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、当該指定区域における土砂災害防止工事を早急に実施することを要望する。

#### **(13) 一般廃棄物最終処分場再生事業に係る財政支援について（湯河原町）**

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町と真鶴町の構成町から成る一部事務組合であり、当組合の最終処分場は、建設後 25 年が経過し、老朽化等の影響から不具合が生じ、現在、

使用を停止している。

このため、日々生成される焼却灰は、現在、町外へ搬出処分委託をしているが、施設の安定的な運転をしていくためには、組合独自の処分場を有することが必要不可欠である。しかしながら、新たな処分場を建設するためには、用地の選定、用地の取得、住民との合意形成などの手続等に多くの時間を費やさなければならぬといった、大きなデメリットがある。

そこで、当組合では、短期間で建設が可能であり、使用を停止している現処分場を再生することにより問題を払しょくすることができるといったメリットがあることから、平成25年度から不具合を生じた現処分場を再利用、再生する事業を行っている。この事業に係る財政支援として、「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」が引き続き受けられるよう要望する。

また、循環型社会形成推進交付金の公的財政支援が受けられるよう、指導・助言をいただけるよう要望する。

## 5 愛甲地域要望

### (1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 IC へのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っている。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

県道 60 号・70 号を含めた清川村の県道 3 路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備を行うと昭和 56 年に県が約束したものであるが、平成 12 年のダム完成後多年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備箇所が残っている。

現在、一部の幅員狭小部や歩道未整備箇所及び古在家バイパス第 1 期区間が事業着手されているが、古在家バイパス第 2 期区間は着手されていないため、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の 2 箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する T 字路

イ 清川村役場前

### (2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成している。

平成 11 年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をした方もいた。

平成 11 年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の一部も整備が進められてきた。地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設置の落石固定を平成 22 年度で完成したが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在している。

については、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な山林の崩壊防止対策を推進されるよう要望する。

### (3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成 25 年 4 月 1 日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化の実現が円滑に図れるよう、広域化に伴い多大な負担が生じることとなる財政負担に対し、集中的な支援が明確にわかるよう、

積極的な財政支援を行うこと。

また、広域化後に生じる運用経費に対し、消防広域化重点地域として指定した自治体に対し、安定した運用が図れるよう、新たな財政支援制度を創設するよう、国に対し必要な支援を要望するとともに、人的支援として県職員を派遣できるような制度の創設を要望する。

#### (4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として『山の日』となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されています。今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり救助体制の一環として、登山者の位置が確認できるよう、救助する側と登山者との連絡体制等が図れるシステムの構築を要望する。

また、登山者が県道70号線に路上駐車する方が多く、道路幅員も狭いため非常に危険である。登山口（札掛、塩水地区）のほとんどが県所有地であることから、安全対策として県道70号線沿いに駐車場の設置を行うとともに、拡幅改良整備を要望する。

## 6 水源地域要望

### (1) 水源環境負荷軽減の取り組み強化について（松田町）

現在、第2期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」では、水源環境への負荷軽減の取り組みとして、県内ダム集水域における生活排水処理率の向上を目指して、市町村が実施する公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備促進について事業化されていいるところです。しかし、松田町はダム集水域とはされていないため、同事業の対象地域には含まれていません。一方、松田町の寄地区は豊かな森林地域を抱えており、ここで育まれた水は横浜地区などの都市部の水道水の一部として利用されています。

については、次期5箇年計画策定の際には、現行のダム集水域だけではなく、その周辺に位置する「森林エリア」、こと自然環境の保全が重要として設定されている「寄自然環境保全地域」まで整備促進地域対象の拡大を要望する。

### (2) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組むよう強く要望する。

また、河川の環境美化を保全する事業は、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過税（水源環境税）の使途とすることを引き続き要望する。

### (3) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じている。地域林業

形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成するよう要望する。

ウ 水源環境保全・再生市町村交付金事業は事務量も多く、執行に当たって相当な労力を費やしている。本事業は神奈川県全体の環境保全・良質な水の安定確保を目的としていることから、人件費についても交付金の対象とするとともに、交付方法についても精算払い方式から概算払い方式へ変更するよう要望する。